令和５年９月５日（火曜日）

○出席議員（10名）

１番	三浦克欣	議員	６番	古玉いづみ	議員
２番	合田　宏	議員	８番	林　真弥	議員
３番	角　久子	議員	９番	笹川広美	議員
４番	池島和喜夫	議員	10番	南　昭榮	議員
５番	澤　良一	議員	12番	坂井幸雄	議員

○欠席議員（１名）

11番　甲部昭夫　議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	土木建設課長	笹谷　学
教育長	林　大智	農林課長	藤岡桂一
参事兼総務課長	高名雅弘	生活環境課長	田中　智
企画課長	岩田　正	学校教育課長	梅澤　博
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	生涯学習課長	清酒秀樹
税務課長	土屋金蔵	総務課担当課長	木幡嘉広
長寿福祉課長	横井正之	健康保険課担当課長	田中まゆみ
健康保険課長	田畠洋子	情報推進課担当課長	辻口　要

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　山本　貴　書　記　北野勝之

議会事務局長補佐　神保悦子

○議事日程（第１号）

令和５年９月５日　午前10時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議案第10号　中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第12号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号　中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算

議案第15号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第16号　令和５年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第17号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第18号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第19号　令和５年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第20号　令和５年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第21号　中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第22号　町道路線の認定について

議案第23号　町道路線の変更について

議案第24号　町道路線の廃止について

認定第１号　令和４年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　令和４年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第７号　令和４年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第８号　令和４年度中能登町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

請願第１号　健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願

請願第２号　学校給食の無償化制度の構築を求める請願書

日程第３　常任委員会付託

午前10時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　おはようございます。

11番　甲部昭夫議員から入院のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は10名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより令和５年度中能登町議会９月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から９月20日までの16日間といたします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、６番　古玉いづみ議員、８番　林　真弥議員を指名いたします。

◎議案の一括上程

○議長（笹川広美議員）　日程第２

議案第10号　中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第12号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号　中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算

議案第15号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第16号　令和５年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第17号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第18号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第19号　令和５年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第20号　令和５年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第21号　中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第22号　町道路線の認定について

議案第23号　町道路線の変更について

議案第24号　町道路線の廃止について

認定第１号　令和４年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　令和４年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第７号　令和４年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第８号　令和４年度中能登町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

請願第１号　健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願

請願第２号　学校給食の無償化制度の構築を求める請願書

以上の議案15件、認定８件、請願２件を一括して議題といたします。

◎提案理由説明

○議長（笹川広美議員）　町長から提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　本日ここに、令和５年度中能登町議会９月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案いたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、今年の夏は、全国的に記録的な猛暑に見舞われ、連日のように熱中症警戒アラートが発令されるなど危険な暑さが続きました。

特に北陸地方では、梅雨明け以降ほとんど雨が降っておらず、降水量は平年の２割以下となっており、地域によっては河川が干上がったり、水田の表面にひびが入ったりするなど、稲作をはじめとする農作物への影響が懸念される状況であります。

35度を超える猛暑日はようやく収まりつつありますが、30度を超える日はもうしばらく続く見通しでありますので、町民の皆様におかれましては、体調管理に引き続きご注意をいただきますようお願いをいたします。

さて、５月８日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上５類へ移行され、４年ぶりに行動制限のない夏を迎えることができました。夏休みやお盆休みを家族旅行や実家への帰省などで過ごされた方も多くいたことと思います。

このような中、これまで中止されていたイベント等が各地で再開され、地域ににぎわいと活気が戻ってきた一方で、新型コロナウイルスの感染者数は、能登中部管内で再び増加傾向となっております。

このため、町では、９月からの新型コロナワクチン接種の実施について、先日チラシ等で町民の皆様にお知らせしたところであり、今後も引き続き、ワクチン接種による感染拡大の防止と重症化予防に取り組んでいく所存であります。

町民の皆様には、今後も日常の手洗いやマスク着用など、状況に応じた自主的な感染防止対策をしていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会議に提案いたしました議案の主な内容につきまして、順次ご説明をいたします。

初めに、議案第10号　中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォンに搭載したサービスの開始に伴い、コンビニエンスストア等における自動交付機から証明書を取得するときに必要な利用者証明用電子証明書について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号　中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,886万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,230万1,000円とするものであります。

また、第２表地方債補正につきましては、農業農村整備事業債のほか５事業について、限度額の総額を７億2,480万円とするものであります。

補正予算の歳入で主なものは、第10款地方交付税として１億47万1,000円、第14款国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として1,889万9,000円、第14款国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として1,159万円、第19款繰越金として4,207万3,000円、第21款町債の防災対策事業債として1,830万円をそれぞれ増額するものであります。

また、第14款国庫補助金、土木費補助金の社会資本整備総合交付金として6,362万5,000円、第18款繰入金の財政調整基金繰入金として１億283万5,000円、第21款町債の一般町道整備事業債として4,160万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出で主なものは、第２款総務費の財産管理事業として1,960万2,000円、地方創生推進交付金事業として1,433万4,000円、第４款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業として3,656万8,000円、第９款消防費の防災対策費として1,861万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、第６款農林水産業費の県営土地改良事業費として1,152万8,000円、第８款土木費の社会資本整備総合交付金事業として9,429万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第15号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億9,734万8,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、石川県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額するものであります。

次に、議案第16号　令和５年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,494万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,184万4,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、国県等返還金の増額であります。

次に、議案第17号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の増減はなく、歳入で第７款基金繰入金を416万5,000円減額し、第８款繰越金を416万5,000円増額するものであります。

次に、議案第18号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億2,220万9,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、ケーブルテレビ施設整備費を増額するものであります。

次に、議案第19号　令和５年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で75万円を増額するもので、人事異動などに伴う給与費等を増額するものであります。

次に、議案第20号　令和５年度中能登町下水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出で45万円を、資本的支出で20万円を増額するもので、人事異動などに伴う給与費等を増額するものであります。

次に、議案第21号　中能登町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

この計画を変更するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号　町道路線の認定については、２路線を新たに認定するものであります。

次に、議案第23号　町道路線の変更については、７路線の起終点について変更を行うものであります。

次に、議案第24号　町道路線の廃止については、６路線を廃止するものであります。

次に、認定第１号から認定第８号までについてご説明いたします。

これら８件の認定案件につきましては、令和４年度各会計の決算について監査委員の審査が終了いたしましたので、一般会計及び各特別会計につきましては地方自治法の規定により、また、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては地方公営企業法の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議 案 説 明

○議長（笹川広美議員）　これより、本定例会議に上程されました議案15件、認定８件、請願２件について一括して議案の説明及び質疑を行いますが、執行部におかれましては、説明は簡潔明瞭で、答弁は的確なものとされるよう求めておきます。

なお、予算関係の議案第14号から議案第20号までの補正予算についての質疑は、７日の予算決算常任委員会で行いますので、ここでの質疑は省略します。

また、認定第１号から認定第８号までの決算認定については、説明及び質疑ともに８日からの予算決算常任委員会で行いますので、ここでの説明及び質疑は省略します。

それでは、議案第10号　中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、５ページ及び６ページとなります。

宮川住民窓口課長

〔宮川清美会計管理者兼住民窓口課長登壇〕

○宮川清美会計管理者兼住民窓口課長　それでは、議案書５ページをお願いいたします。

議案第10号　中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

提出議案説明資料でご説明をさせていただきます。説明資料の２ページをお願いいたします。タブレットは戻るボタンを押していただき、06－Ｒ５．９月定例会議説明資料になります。

改正の理由でございますが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正によるマイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォンに搭載したサービスの開始に伴い、コンビニエンスストア等における自動交付機から証明書を取得する（コンビニ交付等）時に必要な利用者証明用電子証明書について、所要の改正を行うものであります。

次に、改正の概要でございます。

コンビニ交付等において、従来の「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利

用者証明用電子証明書」に名称を改め、新たに移動端末設備（スマートフォン）用利用者証明用電子証明書を追加し、印鑑登録証明書の交付を受けることができるものであります。

施行期日は公布の日であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は、７ページから９ページとなります。

田中健康保険課担当課長

〔田中まゆみ健康保険課担当課長登壇〕

○田中まゆみ健康保険課担当課長　それでは、タブレット左上の戻るボタンを押し、05－Ｒ５．９月定例会議議案書の７ページをお願いいたします。

議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

説明資料で説明をさせていただきますので、再度タブレット左上の戻るボタンを押し、06－Ｒ５．９月定例会議説明資料の４ページを御覧ください。

それでは、説明をさせていただきます。

１の改正理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

２の改正概要は、次の４点になります。

(1) 中能登町子ども・子育て会議条例の一部改正で、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用規定の条ずれを改めるものです。

(2) 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用規定の項ずれ等を改めるもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う引用規定の項ずれを改めるもの、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するものであります。

(3) 中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するものです。

(4) 中能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に要する費用徴収条例の一部改正で、子ども・子育て支援法の改正に伴う引用規定の項ずれを改めるものです。

３の施行期日は公布の日であります。

なお、５ページ以降は新旧対照表になっております。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第12号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、10ページから12ページとなります。

田中健康保険課担当課長

○田中まゆみ健康保険課担当課長　それで

は、タブレット左上の戻るボタンを押し、05－Ｒ５．９月定例会議議案書の10ページをお願いいたします。

議案第12号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明資料で説明をさせていただきますので、再度タブレット左上の戻るボタンを押し、06－Ｒ５．９月定例会議説明資料の19ページを御覧ください。

１の改正理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

２の改正概要は、次の４点になります。(1)安全計画の策定等に係る規定の追加、(2)自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認の追加、(3)他の社会福祉施設等を併設するときの設備及び職員の基準の緩和、(4)感染症及び食中毒の予防・まん延防止に必要な措置の明確化であります。

３の施行期日は公布の日であります。

４の経過措置については、２の(2)自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認について、乳幼児の見落としを防止するブザー等の設置が困難な場合は、令和６年３月31日までの間、ブザー等の設置に代わる措置を講じて、所在確認を行うこととします。

なお、20ページ以降は新旧対照表になっております。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第12号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第13号　中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、13ページから15ページとなります。

田中健康保険課担当課長

○田中まゆみ健康保険課担当課長　それでは、タブレット左上の戻るボタンを押し、05－Ｒ５．９月定例会議議案書の13ページをお願いいたします。

議案第13号　中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明資料で説明をさせていただきますので、タブレット左上の戻るボタンを押し、06－Ｒ５．９月定例会議説明資料の23ページを御覧ください。

１の改正理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

２の改正概要は、次の５点になります。(1)安全計画の策定等に係る規定の追加、(2)自動車を運行する場合の利用者の所在確認の追加、(3)業務継続計画の策定等に係る規定の追加、(4)感染症及び食中毒の予防・まん延防止に必要な措置の明確化、(5)放課後児童支援員とみなす研修修了予定者に係る経過措置の追加であります。

３の施行期日は公布の日であります。

４の経過措置については、２の(1)安全計画の策定等に係る規定については、令和６年３月31日までの間、努力義務となっております。

なお、24ページ以降は新旧対照表になっております。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第13号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようでありま

す。

次に、議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めます。

議案書は、16ページから26ページとなります。

高名参事兼総務課長

〔高名雅弘参事兼総務課長登壇〕

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、議案書16ページをお開きください。

議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算で、令和５年度中能登町の一般会計補正予算は、次に定めるところによるものです。

第１条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,886万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,230万1,000円とするものです。

第２条の地方債の補正で、地方債の補正は第２表地方債補正によるものです。

それでは、21ページをお開きください。

21ページは、第２表地方債補正になります。

まず、起債の目的ですが、農業農村整備事業債につきまして限度額を160万円減額し3,140万円とするとともに、老朽ため池改修事業債につきましても980万円減額し430万円に、林道整備事業債につきましても40万円減額し190万円に、一般町道整備事業債につきましても4,160万円を減額し8,750万円とするものです。

なお、防災対策事業債につきましては1,830万円追加し4,460万円とするとともに、過疎地域持続的発展特別事業債につきましても110万円追加し8,530万円とするもので、事業費等の変更に伴いそれぞれ限度額を変更するもので、補正前の限度額７億5,880万円を補正後の限度額７億2,480万円に変更するものです。

それでは次に、24ページをお開きください。

ここでは歳入の補正になります。

最初に、第９款地方特例交付金ですが、今年度の交付額が確定見込みとなったことから20万6,000円を追加し1,320万6,000円とするものです。

次に、第10款地方交付税ですが、今年度の普通交付税が41億47万1,000円に確定する見込みとなったことから、今回１億47万1,000円を追加するものです。

次に、第12款の分担金及び負担金及び第14款の国庫支出金並びに第15款の県支出金につきましては、補助対象事業費の新規割当てや増減などに伴いました見込額を計上したものです。

主なものでは、24ページ中段の第14款の国庫支出金の２目の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として1,889万9,000円を追加するとともに、下段の衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として1,159万円を追加するものです。

次に、土木費国庫補助金では、割当て内示に伴い、社会資本整備総合交付金の事業費では6,362万5,000円を減額するとともに、道路メンテナンス事業補助金では418万7,000円を減額するものです。

次に、総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金で716万7,000円を追加するとともに、デジタル基盤改革支援補助金として211万2,000円を追加するものです。

次に、第15款の県支出金では、５目の農林水産業費県補助金の青年就農給付金事業費補助金では597万3,000円を追加するものです。

次に、25ページの中段になりますが、18款の繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金では１億283万5,000円を減額するもので、これは普通交付税の確定見込みなどによります財源調整を行うもので、財政調整基金に繰戻

しをするものです。

なお、公共施設等総合整備基金繰入金から1,960万2,000円を繰入れするもので、旧鹿島庁舎を取り壊すに当たり、鹿島庁舎周辺の家屋やブロック塀等の工損調査費用に充当したいもので、歳出におきまして再度説明をさせていただきます。

次に、19款繰越金では、前年度からの繰越金4,207万3,000円を追加するものです。

次に、20款諸収入の雑入では、文化財雑入として855万円を追加するものです。これは、県営ほ場整備に係る埋蔵文化財発掘調査委託費になります。

それでは次に、歳入の最後につきましては、21款の町債でありますが、これは先ほど地方債補正で説明をいたしましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

歳入の説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　続いて、同じく議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

議案書は、27ページから42ページとなります。

高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは、27ページをお開きください。

最初に、議会費で給与費につきまして補正を行っておりますが、今回も議会費以下、各款にわたりまして給与費を補正しております。これは、４月の人事異動などによりまして過不足分を補正するものです。

以降、各款ごとの給与費の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、一般管理費の中段の一般管理事業の７－３の報償品27万円を追加するもので、今年度の中能登町功労者表彰の対象者が９名となりましたので、報償品として表彰式に要する記念品等の不足分を追加するものです。

次に、業務委託148万5,000円ですが、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、令和６年度から会計年度任用職員に対する人事評価や勤勉手当の支給など、人事制度の改定に伴った活用マニュアルの作成や、条例や規則で影響する条文の確認などを行う必要額を計上したものです。

次に、情報管理事業の業務委託792万円につきましては、税務課に関連した業務で、特別徴収税額通知の電子化に伴う基幹業務システムの改修を行うものです。

○議長（笹川広美議員）　辻口情報推進課担当課長

〔辻口　要情報推進課担当課長登壇〕

○辻口　要情報推進課担当課長　それでは、同じく議案書27ページをお願いいたします。

下段になります。２目１細目広報広聴事業で11万4,000円を減額するものです。

議案書28ページをお願いいたします。

上段になります。27節の繰出金で、ケーブルテレビ事業特別会計において、歳入の繰越金の確定及び歳出の給与費の補正に伴うものとなります。

その補正内容につきましては、後ほどケーブルテレビ事業特別会計補正予算でご説明をいたします。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員）　高名参事兼総務課長

○高名雅弘参事兼総務課長　それでは次に、財産管理事業の業務委託1,960万2,000円につきましては、旧鹿島庁舎解体工事に伴う事前の工損調査などを行いたいものです。

この事業は、旧鹿島庁舎周辺にあります一般の家屋の民家などの工作物およそ20件と旧鹿島庁舎周辺のブロック擁壁などの調査を行いたいものです。

この調査にて現状を把握し、令和６年度から旧鹿島庁舎の解体工事を行い、解体工事終了後に再度、解体工事による影響を調べるた

めの事後の工損調査を行い、解体工事の完了を目指す、まずは最初の工程となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　岩田企画課長

〔岩田　正企画課長登壇〕

○岩田　正企画課長　続きまして、議案書は28ページの一番下の段をお願いいたします。

６目企画費、２細目企画総務費の12節委託料で165万円の増額補正をお願いするものです。

事業内容としましては、ふるさと納税寄附金増額のためのプロモーション事業を実施するもので、10月の法改正に合わせ、ふるさと納税返礼品魅力アップ事業として、ネット環境の返礼品ページのＳＥＯ対策等を委託するものであります。

続きまして、29ページをお願いいたします。

７目地域づくり推進費、５細目地方創生推進交付金事業の12節委託料で1,433万4,000円の増額補正をお願いするものであり、７月の全員協議会で報告いたしましたＣｏＩＵの今後の取組について、内閣府から中能登町版ＣｏＩＵ共創まちづくり推進事業の採択を受けましたので、２分の１の国の支出金を活用し、今回、増額補正をお願いするものです。

事業の内容としましては、まず中能登町版共創コミッション推進事業として200万円、共創プロジェクト推進事業のリハビリ観光推進事業として500万円、六次産業創出推進事業として100万円、女性デジタル人材育成事業として200万円、共創プロジェクト情報発信プロモーション事業として433万4,000円をそれぞれお願いするものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　土屋税務課長

〔土屋金蔵税務課長登壇〕

○土屋金蔵税務課長　それでは、議案書の29ページの下段をお願いいたします。

２項２目１細目の課税徴収事務事業で、22節の４還付金及び還付加算金について550万円の増額補正をお願いするものです。

増額の主な理由は、還付金及び還付加算金について、当初450万円の予算を計上しておりましたが、主に法人町民税において高額の還付金が発生したため、予算に不足を生じていることから、今後の各税目の還付も見込み、現時点で550万円の増額補正をお願いするものであります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　宮川住民窓口課長

○宮川清美会計管理者兼住民窓口課長　30ページの上段をお願いします。

２款３項１目、事業名２戸籍住民基本台帳費211万2,000円の増額補正です。

内容につきましては、12節委託料で、戸籍情報システムを令和７年度末までに国が示した標準仕様書に準拠するシステムへ移行することとされております。既存データの中から異常値や重複データ等を修正、除去を行い、移行しやすいデータの作成業務の委託の経費になります。

なお、この事業に係る財源につきましては、全て国庫補助金になります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　横井長寿福祉課長

〔横井正之長寿福祉課長登壇〕

○横井正之長寿福祉課長　それでは、31ページの中段を御覧ください。

３款１項２目１細目障害者福祉事務事業で204万3,000円の増額をお願いするものであります。

交付金で介護・障害福祉サービス事業所物価高騰緊急支援交付金ですが、ここでは、障害福祉サービス事業所に対する物価高騰の支援策として、電気料金の高騰が施設の運営に影響を及ぼすことから、負担の軽減を図るために、令和５年４月分から９月分までの電気料金の合計から令和４年４月分から９月分までの電気料金の合計を差引きした額を町内の

対象とする事業所に交付をするものであります。

次に、３目老人福祉費、２細目老人福祉事務事業で63万1,000円の増額をお願いするものであります。

ここでは、１つ目で、国県等返還金で13万1,000円の増額ですが、これは、令和４年度低所得者保険料軽減負担金について、事業費の確定に伴い精算をしたところ、町から国へ返還する必要が生じたため、所要額を計上したものであります。

２つ目は、介護保険特別会計への繰出金50万円ですが、これは、介護保険特別会計において事務費に不足額が生じるため、その所要額を一般会計の繰出金として計上するものであります。

次に、６細目老人福祉施設費822万7,000円の増額をお願いするものであります。

交付金で介護・障害福祉サービス事業所電気料高騰支援交付金ですが、これは、先ほど説明しました障害福祉サービス事業所に対する物価高騰の支援策として行う電気料金の負担軽減について、同じ内容を介護サービス事業所にも行うものであります。

交付金の名称が一部異なりますが、町内の障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に対しまして、４月から９月までの半年間の電気料金の高騰分について交付をするものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　田畠健康保険課長

〔田畠洋子健康保険課長登壇〕

○田畠洋子健康保険課長　それでは、33ページの下段をお願いいたします。

３款２項２目２細目保育園運営費で72万円の増額でございます。これは、給食食材費高騰対策事業として、昨今の物価高騰などにより保育園副食費の保護者負担が増えないよう、食材費高騰分をとりやのの子ども園に補助するものでございます。

積算根拠としまして、町立保育園の給食食材費について、物価高騰前の令和３年度と比較し、１つの園で１か月当たりの影響額が約６万円であったことから、年間で12か月を乗じて72万円を計上いたしました。

続いて、34ページ下段をお願いいたします。

４款１項２目３細目新型コロナウイルスワクチン接種事業で3,656万8,000円の増額でございます。これは、国の指示により新型コロナワクチン令和５年秋開始接種を９月20日から開始するに当たり、ワクチン接種に必要な経費を計上するものであります。

主なものでは、35ページ上段、11節３の手数料249万円につきましては、接種費用の請求支払事務手数料であります。また、12節の委託料2,687万1,000円につきましては、主な内訳は、コールセンター運営費で408万6,000円、集団接種会場の運営等業務で308万6,000円、ワクチンの接種費用で、接種対象者１万6,600人のうち集団接種と個別接種を合わせて２分の１の8,300人を接種見込みとして1,889万9,000円が主なものであります。また、22節の国県等返還金で607万9,000円につきましては、令和４年度の決算済み事業に係る返還金であります。

続いて、35ページの中段をお願いいたします。

２細目出産・子育て応援交付金事業で477万8,000円の増額でございます。これは、核家族化が進み地域のつながりが希薄となり、孤立感や不安感を抱く子育て家庭が少なくない中、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するもので、国の方針により令和４年度の途中から事業を開始しております。

予算につきましては、令和４年度に令和４年４月から令和５年９月分までの妊娠届及び

出生届出分を計上していましたが、国の令和５年度当初予算と同様、今回、令和５年10月から令和６年３月分の下半期分を計上するものであります。

主なものでは、18節交付金で、出産応援金225万円につきましては、令和５年度前半の妊娠届出数から推計した下半期の妊娠届出数を45件と見込み、妊婦１人当たり５万円を45人で225万円を計上いたしました。また、子育て応援金250万円につきましては、上半期の出生数から推計した下半期の出生届出数を50人と見込み、子供１人当たり５万円を50人分で250万円を計上いたしました。

続いて、下段、１細目後期高齢者医療事業で33万7,000円の増額でございます。これは、令和４年度の療養給付費について、精算の結果、不足分が生じることから負担金を増額するものであります。

続いて、36ページ上段、１細目健康づくり推進事業については、財源内訳の変更で、歳出予算の変更はございません。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　説明の途中ですが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前11時01分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に続き会議を開きます。

田中生活環境課長

〔田中　智生活環境課長登壇〕

○田中　智生活環境課長　それでは、議案書36ページ中段をお願いいたします。

２項清掃費、１目１細目環境衛生事業費、消耗品費で21万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

この補正は、現在、不法投棄の監視につきましては、不法投棄監視員による山間部のみの監視となっておりますが、今後は水道検針員の方々にもご協力をいただき、町内全域で監視強化を図ることとしたもので、水道検針員が検針時に着用するメッシュベスト20着及び不法投棄監視員用メッシュベスト10着、計30着分を作成するものでございます。また、パトロール中の車両や公用車に貼る「不法投棄監視パトロール中」の表示マグネットシート40枚も併せて作成をするものでございます。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　藤岡農林課長

〔藤岡桂一農林課長登壇〕

○藤岡桂一農林課長　続きまして、議案書36ページ中段をお願いします。

６款１項２目１細目地域農政推進対策事業費では、18－２補助金で597万4,000円の増額計上になります。これは、経営開始資金事業、就農初期の青年就農者の経営安定補助において、国、県から新規就農者３名が割当て内示され、青年就農給付金事業費補助金として225万円、初期投資促進事業、これは就農初期の機械、施設の購入の補助において、そのうち１名が割当て内示されたため、初期投資促進事業費補助金として372万4,000円を増額するものであります。

続いて、37ページ上段をお願いします。

４目１細目農業振興費では、18－１負担金で12万9,000円の増額計上になります。この県産特別栽培米学校給食利用促進事業は、特別栽培米を小中学校の給食に10回分提供し、既存の一般米との差額を県と町で助成する事業であり、総事業費から県の助成額を除いた不足分について町の負担金として12万9,000円を助成するものであります。

続いて、７目３細目県営土地改良事業費では、18－１負担金で1,152万8,000円の減額計上になります。これは、県営土地改良事業の割当て内示により減額するものであります。

内訳は、まず県営ほ場整備事業で、新庄地内の中能登北部地区で90万円の増、徳前地内の越路南部地区で328万7,000円の減。次に、

県営老朽ため池整備事業で、能登部・大谷内池で38万5,000円の減、春木・佛面下池で330万円の減、西馬場・横手の池で561万円の減。最後に、国営造成施設管理体制整備促進事業で、邑知潟地区より施設の電気料金高騰により15万4,000円の増。差引き合計1,152万8,000円を減額するものであります。

続いて、同じく７細目県単土地改良事業費では、18－２補助金で360万円の増額計上になります。これは、石川県からの追加の割当て内示により増額するものであります。農作業の省力化につながる簡易な農地整備に対し、県の単独事業である簡易な基盤・機械改良普及事業において支援を行うものであります。整備の内容は、春木地区、金丸地区において田面の均平処理を実施するものであります。

続いて、議案書38ページ上段をお願いします。

２項１目１細目林業総務費では、予算の増減はありませんが、財源の更正を行うものであります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員）　岩田企画課長

○岩田　正企画課長　続きまして、38ページ中段をお願いいたします。

７款１項２目観光費、１細目観光振興費の18節の１負担金で160万8,000円の増額補正をお願いするものであります。こちらは、一般社団法人能登半島広域観光協会への負担金として、能登半島地域における持続可能な地域づくりにおいて、より効果的な観光振興施策を講ずるため、各市町の観光地経営の仕組みの構築に必要な経費を計上するものであり、また、併せてフランスからのインバウンドをターゲットとした施策を実施する予定で、能登の９市町で合計2,447万2,000円の要求額であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　笹谷土木建設課長

〔笹谷　学土木建設課長登壇〕

○笹谷　学土木建設課長　それでは、議案書39ページ中段を御覧ください。

８款土木費、２項２目１細目道路維持費では734万1,000円の減額をお願いするもので、補助金事業や起債事業の割当て内示によるものであります。

内容では、12委託料、施設管理で168万円の減額、これは道路メンテナンス事業の橋梁点検に係る費用であります。また、14工事請負費で566万1,000円の減額、これは公共施設等適正管理事業の舗装修繕工事や道路メンテナンス事業の橋梁修繕工事の減額であります。

次に、40ページを御覧ください。

３目２細目道路新設改良費では、補正の増減はありませんが、割当て内示による財源内訳の変更であります。

次に、３細目社会資本整備総合交付金事業では9,429万6,000円の減額をお願いするもので、交付金事業の割当て内示によるものであります。

内容では、全て14工事請負費の減額であります。割当てされました事業費に基づき、各路線の工事を着実に進めていきたいと考えております。

次に、４目１細目除雪費では、補正の増減はありませんが、割当て内示による財源内訳の変更であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　木幡総務課担当課長

〔木幡嘉広総務課担当課長登壇〕

○木幡嘉広総務課担当課長　それでは引き続き、40ページの中段をお願いいたします。

９款１項３目防災対策費で1,861万4,000円の増額をお願いするものです。

14節工事請負費で、現在、ケーブルテレビ放送センター内に設置してあります防災行政無線のＩＰ告知連携サーバーが更新時期に来

ていることから更新を行うものであります。更新するに当たりまして、情報推進課の移転に伴い有人の施設に移設をするもので、行政サービス庁舎へ移設する費用として1,353万円、それから、ラピア鹿島に防災行政無線の補助卓を移設するための費用に169万6,000円を計上しております。

また、地震計移設工事として338万8,000円を計上しており、これは旧鹿島庁舎と旧鹿西庁舎に設置してある地震計をそれぞれラピア鹿島と行政サービス庁舎に移設するものです。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　梅澤学校教育課長

〔梅澤　博学校教育課長登壇〕

○梅澤　博学校教育課長　それでは、議案書41ページ上段をお願いいたします。

第10款１項２目２細目学校教育事務局費は237万7,000円を増額するもので、内訳は、10節の６備品修繕料で171万7,000円は、故障したタブレット端末を修理する経費として127万1,000円とサーバーのバッテリーを交換する経費として44万6,000円であります。

また、その下、13節使用料及び賃借料で66万円は、昨年度に導入した通信機器のサポートの期限が終了することから、期間を延長する経費であります。

中段、２項１目２細目小学校管理費は40万円を増額するもので、内訳は、18節の２補助金で、鹿島小学校の県から委託を受けたＩＣＴ活用指導力強化事業に係る経費10万円と、鳥屋小学校の県から委託を受けたいしかわ道徳教育推進事業に係る経費30万円であります。

下段、３項１目１細目中学校管理費は10万円を増額するもので、18節の２補助金で、中能登中学校の県から委託を受けたＩＣＴ活用指導力強化事業に係る経費であります。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員）　清酒生涯学習課長

〔清酒秀樹生涯学習課長登壇〕

○清酒秀樹生涯学習課長　続いて、42ページの中段をお願いいたします。

10款４項１目２細目社会教育活動推進事業費で20万円の増額をお願いするものであります。

12節委託料で、石川県主催の多文化交流事業により当町で実施する多文化交流イベントに係る必要経費を計上するもので、町国際交流の会が事業主体となり、外国人住民や技能実習生と地域住民とで交流する多文化交流カフェを令和６年３月に実施するものであります。なお、この事業に係る財源につきましては全て県補助金であります。

次に、５目２細目文化財保護事業費で900万円の増額をお願いするものであります。これは、県営ほ場整備事業に係る埋蔵文化財調査の必要経費であり、調査箇所は在江及び廿九日地内で、農業用パイプラインを敷設する部分を調査するものであります。

10節の消耗品及び燃料費として合わせて11万9,000円、12節委託料786万1,000円は、発掘調査作業員の委託として412万1,000円、遺跡写真測量委託として374万円であります。

また、13節使用料及び賃借料は、発掘調査に必要な機材、物品等の借り上げで、合わせて102万円であります。

なお、この事業に係る財源につきましては、県からの委託事業のため県補助率95％分の855万円が補助金であり、残り５％分の45万円が町負担であります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第15号令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、43ページから49ページとなります。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長　それでは、議案書43ページをお願いします。

議案第15号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億9,734万8,000円とするものでございます。

それでは、48ページ、歳入をお願いいたします。

４款１項１目繰越金で68万5,000円の増額でございます。これは、令和４年度繰越金額の確定によるものであります。

続いて、49ページ、歳出をお願いいたします。

２款１項１目１細目後期高齢者医療広域連合納付金で68万5,000円の増額でございます。これは、令和４年度の繰越金額の確定によるもので、後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第16号令和５年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、50ページから57ページとなります。

横井長寿福祉課長

○横井正之長寿福祉課長　それでは、議案書の50ページを御覧ください。

議案第16号　令和５年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正予算では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,494万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,184万4,000円とするものであります。

続いて、55ページを御覧ください。

歳入であります。

初めに、３款１項１目、支払基金交付金の介護給付費交付金262万8,000円の増額であります。ここは、令和４年度の介護給付費等の事業費の確定に伴い精算をしたところ、支払基金の介護給付費交付金について追加交付となったため、所要額を支払基金から町に受け入れるものであります。

次に、６款１項５目、繰入金のその他一般会計繰入金50万円の増額であります。これは、４月の人事異動に伴い、歳出の地域支援事業費の給与費のところで増減があり、その所要額を事務費繰入金として一般会計から繰入れを行うものであります。

次に、６款２項１目、繰入金の介護給付費準備基金繰入金4,181万6,000円の増額であります。これは、今回歳出で必要とする総額4,494万4,000円について、先ほど説明しました支払基金交付金の介護給付費交付金の追加交付262万8,000円と一般会計からの繰入金50万円を差し引いた金額4,181万6,000円を基金から繰り入れて財源の調整を図るものであります。

続いて、56ページを御覧ください。

歳出です。

まず、３款１項２目、地域支援事業費の一般介護予防事業費で27万円の増額及びその下の段の３款２項１目、地域支援事業費の包括的支援事業費で23万円の増額をお願いするものであります。これは、４月の人事異動に伴いまして給与費に増減が生じたために、それぞれ所要額を計上するものであります。

続いて、57ページを御覧ください。

５款１項３目、諸支出金の償還金4,444万4,000円の増額をお願いするものであります。これは、令和４年度の介護給付費等の事業費の確定に伴い補助金などの過不足を精算したところ、国、県、支払基金に返還する必要が生じたため、それぞれ所要額を計上するものであります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第17号令和５年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、58ページから63ページとなりま

す。

田畠健康保険課長

○田畠洋子健康保険課長　それでは、議案書58ページをお願いいたします。

議案第17号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出の増減はなく、予算総額の変更はございません。

それでは、63ページをお願いいたします。

歳入になります。

歳入では、令和４年度の繰越金額の確定により、７款２項１目基金繰入金で416万5,000円を減額し、８款１項１目繰越金で416万5,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第18号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、64ページから70ページとなります。

辻口情報推進課担当課長

○辻口　要情報推進課担当課長　それでは、議案書64ページをお願いいたします。

議案第18号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算になります。

第１条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億2,220万9,000円とするものです。

続いて、69ページをお願いいたします。

歳入になります。

第１款の分担金及び負担金で539万円の増額につきましては、ケーブル線の支障移設に係る原因者負担金で、歳出の補正に伴うものになりますので、内容については歳出のほうでご説明をいたします。

次に、第３款の繰入金で11万4,000円の減額につきましては、繰越金の確定により充当分26万4,000円を減額し、歳出の給与費充当分15万円を増額した差引き額になります。

次に、第４款の繰越金で26万4,000円の増額につきましては、令和４年度から令和５年度への繰越金が確定したことによるものです。

続いて、70ページをお願いいたします。

歳出になります。

１款１項１目１細目の給与費で15万円の増額につきましては、４月の人事異動に伴う手当等の過不足を調整するものになります。

次に、１款１項１目２細目の一般管理費では、総額に増減はありませんが、歳入の繰越金の確定により財源充当の変更を行うものです。

次に、１款１項２目１細目の施設整備費で539万円の増額につきましては、石川県中能登土木総合事務所が施行しています主要地方道七尾羽咋線の末坂地内における橋梁改修工事と主要地方道氷見田鶴浜線の芹川地内における道路改築工事の２つの工事実施に伴い、その周辺の電柱に添架しているケーブル線を移設するため、工事請負費の増額をお願いするものです。

説明は以上になります。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第19号　令和５年度中能登町水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、71ページから73ページとなります。

田中生活環境課長

○田中　智生活環境課長　それでは、議案書71ページをお願いいたします。

議案第19号　令和５年度中能登町水道事業会計補正予算であります。

第１条、令和５年度中能登町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第２条、予算書第３条収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第１款第１項営業費用で75万円を増額し、４億6,656万

3,000円とするものでございます。

続いて、第３条です。予算書第７条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、(1)の職員給与費を75万円増額し、1,527万5,000円とするものでございます。

それでは、73ページをお願いいたします。

収益的支出の第１款１項４目総係費で、補正額は75万円の増額補正です。これは、職員給料等、それぞれ４月の人事異動に伴う補正となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第20号令和５年度中能登町下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、74ページから79ページとなります。

田中生活環境課長

○田中　智生活環境課長　それでは、議案書74ページをお願いいたします。

議案第20号　令和５年度中能登町下水道事業会計補正予算であります。

第１条、令和５年度中能登町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第２条です。予算書第３条収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の第１款第１項営業費用で45万円を増額し、９億6,876万7,000円とするものです。

次に、第３条です。予算書第４条資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第１款第１項建設改良費で20万円を増額し、１億6,676万9,000円とするものであります。

それでは、75ページをお願いいたします。

第４条です。予算書第７条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、(1)の職員給与費を65万円増額し、2,834万6,000円とするものでございます。

それでは、77ページをお願いいたします。

収益的支出の４目総係費で45万円の増額です。これは、職員給料等、それぞれ４月の人事異動による補正でございます。

続きまして、79ページのほうをお願いいたします。

資本的支出になります。４目の総係費で20万円の増額になります。これも職員等の給与費で、それぞれ４月の人事異動による補正となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第21号中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について説明を求めます。

議案書は、80ページから144ページとなります。

岩田企画課長

○岩田　正企画課長　それでは、議案書80ページをお願いいたします。

議案第21号　中能登町過疎地域持続的発展計画の変更についてです。

中能登町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第10項の規定において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

案件の内容は、計画の一部改正であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく本計画は、総合的かつ計画的な対策を実施し、過疎地域の持続的発展を図ることを目的としており、地方税の減収補填や過疎対策事業債等の支援措置が設けられており、この過疎対策事業債の支援を受けるためには過疎地域持続的発展市町村計画の策定が要件となっております。昨年９月に変更承認された内容の一部を見直すものであります。

変更の主なポイントとしましては、計画の構成内容は昨年度より基本的には変更しておりませんが、特に令和５年度以降に実施予定

の事業計画の追加及び見直しを行い追加掲載したもので、主なものとしましては、106ページ、107ページにあります産業の振興に係る事業計画の事業内容や、112ページから114ページの交通施設の整備、交通手段の確保に係る事業計画の事業内容、126ページの子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る事業計画の事業名及び事業内容、133ページの教育の振興に係る事業計画の事業内容など、朱書きしてある箇所が変更箇所となります。

説明は以上です。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第21号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第22号　町道路線の認定について説明を求めます。

議案書は、145ページから147ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、議案書145ページを御覧ください。

議案第22号　町道路線の認定について。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、表上段のＴ－342号線は、民間の分譲宅地造成により整備されました宅内道路であり、町が寄附採納を受けたもので、延長が174メーター、幅員が５メーター、起点が一青の部12番１地先、終点が一青の部11番６地先であります。

次に、Ｒ－297号線は、町が分譲宅地造成事業をしました上布の郷の宅内道路であり、延長が197メーター、幅員が4.9メーター、起点が能登部下七六部１番12地先、終点が能登部下七六部１番13地先になります。

また、位置図につきましては146ページから147ページになります。

赤線の丸が起点で、赤線の矢印の先端が終点になります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第22号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第23号　町道路線の変更について説明を求めます。

議案書は、148ページから156ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、議案書148ページを御覧ください。

議案第23号　町道路線の変更について。

下記の路線を変更したいので、道路法第10条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、今回の町道路線の変更は、県営ほ場整備事業（面的集積型）越路南部地区により、町道敷地が編入されたことにより実施をするものであります。

まず、表上段のＫＢ－77号線は起点の変更であり、徳前へ部17番地先から浅井は部９番１地先に、延長を1,018メーターから228メーターに変更とするものであります。

次に、ＫＢ－74号線は終点の変更と追加であり、終点を徳前よ部14番地先から徳前か部106番地先に、また、149ページ上段のＫＢ－78号線の一部を追加することで、終点を徳前エ部１番44地先に、延長を1,523メーターから1,679メーターに変更とするものであります。

次に、149ページを御覧ください。

表上段のＫＢ－78号線は終点の変更であり、徳前か部37番１地先及び徳前に部15番地

先から芹川さ部７番２地先に、延長を1,779メーターから275メーターに変更をするものであります。

次に、ＫＢ－96号線は終点の変更であり、徳前エ部25番地先から徳前む部76番１地先に、延長を1,399メーターから389メーターに変更をするものであります。

次に、ＫＢ－103号線は終点の変更であり、徳前の部55番地先から徳前の部31番１地先に、延長を478メーターから379メーターに変更をするものであります。

次に、ＫＢ－104号線は終点の変更であり、徳前お部19番地先から徳前ふ部30番２地先に、延長を291メーターから149メーターに変更をするものであります。

次に、ＫＢ－312号線は終点の変更であり、浅井に部10番地先から徳前へ部33番地先に、延長を1,196メーターから325メーターに変更をするものであります。

また、位置図につきましては150ページから156ページになります。

変更により、青線が廃止となり、赤線が町道路線として残ります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第23号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

次に、議案第24号　町道路線の廃止について説明を求めます。

議案書は、157ページから164ページとなります。

笹谷土木建設課長

○笹谷　学土木建設課長　それでは、議案書157ページを御覧ください。

議案第24号　町道路線の廃止について。

下記の路線を廃止したいので、道路法第10条第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、今回の町道路線の廃止は、県営ほ場整備事業（面的集積型）越路南部地区により、町道敷地が編入されたことにより実施をするものであります。

まず、表上段のＫＢ－75号線は、延長746メーター、幅員4.1メーター、起点は徳前へ部15番地先、終点は浅井は部10番地先であります。

次に、ＫＢ－311号線は、延長947メーター、幅員3.7メーター、起点は徳前に部28番地先、終点は徳前は部45番地先であります。

次に、ＫＢ－313号線は、延長199メーター、幅員3.7メーター、起点は徳前わ部１番地先、終点は徳前ゐ部13番地先であります。

次に、ＫＢ－314号線は、延長503メーター、幅員4.0メーター、起点は徳前を部50番地先、終点は徳前る部25番地先であります。

158ページを御覧ください。

表上段、ＫＢ－315号線は、延長450メーター、幅員3.9メーター、起点は徳前ち部41番地先、終点は徳前と部20番地先であります。

次に、ＫＢ－317号線は、延長18メーター、幅員3.7メーター、起点は徳前む部76番地先、終点は徳前の部49番地先であります。

以上の６路線について、町道路線の廃止をするものであります。

また、位置図につきましては159ページから164ページになります。

青線が廃止になる路線であります。

説明は以上であります。

○議長（笹川広美議員）　説明が終わりました。議案第24号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑は終結します。

◎常任委員会付託

○議長（笹川広美議員）　日程第３　常任委員会付託

ただいま議題となっております議案第10号から議案第24号まで及び認定第１号から認定第８号まで並びに請願第１号及び請願第２号につきましては、会議規則第35条第１項の規定により、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時57分　散会

令和５年９月14日（木曜日）

○出席議員（10名）

１番	三浦克欣	議員	６番	古玉いづみ	議員
２番	合田　宏	議員	８番	林　真弥	議員
３番	角　久子	議員	９番	笹川広美	議員
４番	池島和喜夫	議員	10番	南　昭榮	議員
５番	澤　良一	議員	12番	坂井幸雄	議員

○出席議員（１名）

11番　甲部昭夫　議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田畠洋子
教育長	林　大智	土木建設課長	笹谷　学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田　正	生活環境課長	田中　智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤　博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之	総務課担当課長	木幡嘉広

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　　山　本　　貴　　書　　記　　北　野　勝　之

議会事務局長補佐　　神　保　悦　子

○議事日程（第２号）

令和５年９月14日　　午前10時00分開議

日程第１　一般質問

午前10時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　おはようございます。

11番　甲部昭夫議員から入院のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（笹川広美議員）　日程第１　これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問について、各議員の持ち時間は60分間でありますので、守っていただくようお願いいたします。また、通告以外の関連質問は控えてくださるようお願いいたします。執行部におかれましては的確な答弁を求めておきます。

それでは、発言順に質問を許します。

５番　澤　良一議員

〔５番（澤　良一議員）登壇〕

○５番（澤　良一議員）　それでは、通告に従い質問をいたします。

あらかじめ議長の許可をいただいていますので、資料の配付をお願いいたします。

それでは、まず１、地域医療に医療公園は必要ですか、需要はありますかについてです。

このメディカルパークについては、半年前の３月にも一般質問をさせていただきましたが、時間の関係で途中で終わったり、また町民の方々から、あれはどんなふうになっているんだという問合せがたくさんございました。そういう観点から、改めて町長にお尋ねをいたします。

そこで、町長、医療公園は要りますか。この町にそのような公園は必要でしょうか。今現在、レクトピアパークを犠牲にして、誰がそのような公園を望んでおりますかということです。

地域医療、それは間違いなく必要なものです。誰も反対する人はいないと思います。問題は、メディカルパークと称する、日本語に訳すと医療公園、それは要りますかという問題です。

当町が少子・高齢化の中、将来にわたる地域医療がどうあるべきかを真剣に考えているときに、公園をある意味、犠牲にし、森林浴やナチュラルセラピーなるものに配慮したメディカルパークを町民のどれだけの人が望んでおりますか。

もともとは町長の公約であります、この町に診療所をつくりたい。そういう素朴な思いでございました。それがいつの間にか話が膨らみ、１医療機関当たり5,000万円の補助金を出し、さらには公園の中の病院になり、地域医療の本質から外れ、医療施設の経営、すなわち、もうかるかもうからないかが議論の中心になり、本来医療を求めている地元住民が置き去りになり、町民には何が何だか分からない、そんな状態でございます。

この緑豊かな中能登町の住民は、病院にセラピーや森林浴など求めておりません。穏やかな日差しあふれるこの中能登町に、天上の楽園のような医療公園など求めておりません。町長、もっと住民の声を聞いてください。

そこで、以下７点につき町長にお尋ねをしますので、明快な答えを求めます。

○議長（笹川広美議員）　澤議員、７点、質問を言ってください。

○５番（澤　良一議員）　ごめんなさい。７点、言います。

１点、医療公園、そのような公園を誰が求めていますか。広く町民にアンケートやパブリックコメントを取りましたか。

２点、８月17日、執行部主催で七尾鹿島医師会会長による地域医療についての勉強会がありました。本来このテーマは一番先に執行部が勉強するべきではなかったのか。なぜ今頃、遅く、後回しになったのか。

３番、将来的に見て、町単独事業にこだわる理由は何か。どんなメリットがあるのか。少子・高齢化は近隣地域も同じです。なぜ広域連携で進めないのか。

４番、当初計画より数年延びたが、予定地の再検討はしているか。前回は時間がなかったからということでした。やっていないとすれば、その理由は何か。

５番、医療機関の経費削減策が言及されておりますが、本事業で町は医療機関の収支、経営に何らかの関与または責任を持つのか。

６番、当初の分譲方式が公設民営方式に変更になったが、トータルコストは幾ら減ったのか。具体的な投資金額は幾らか。また、その財源はどこから出るのか。

７番、患者動線を最優先するとあるが、どこからどこを指すのか。車のない患者にとってメリットは何か。

以上７点につき、お伺いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　地域医療に医療公園は必要ですか、需要はありますかのご質問にお答えをいたします。

まず、１点目の医療公園、そのような公園を誰が求めていますか。広く町民にアンケートやパブリックコメントを取ったのかのご質問にお答えをいたします。

私は、町議会議員時代から中能登町の10年後、20年後の地域医療について考えておりました。町長選挙では医療機関の誘致を公約として掲げ、就任後は地域医療体制強化プロジェクトチームを結成し、現在はこのチームを中心として公約の実現に向けて取り組んでいるところであります。

本事業を進めるに当たっては、進出を希望する複数の医師と打合せを重ねており、医療施設においては、町の中心部である交通アクセスがよい商業施設、銀行があり、公共、民間バスなど乗り継ぎが容易にできる利便性の高い地域に設置できないか。加えて、早期に開業したいという医師の要望に応えるべく、複数の候補地の中から検討した結果、レクトピアパークを選定し、改修する案をお示しいたしました。

公園と医療の関係性については、議会でも何度か説明いたしましたが、公園内の園路や芝生広場をリハビリなどの運動療法に活用するなど、公園本来が持つ自然の力を治癒力向上に期待する新しい医療形式、ナチュラルセラピーを取り入れようと考えておりました。これについても進出を希望する医師からも高い評価をいただきました。先進地視察なども行いながら進めてきたものであります。

また、幅広く町民の方から意見を伺うアンケートやパブリックコメントは取っておりませんが、公園の利用度の高い保育園児を持つ保護者並びに小学校低学年の保護者を対象としたアンケート調査をしております。

対象は、５つの保育園451名の保育園児を持つ親さん、そして小学校低学年を持つ３小学校の386名の皆さんのアンケートを取りました。

アンケートの内容は、公園の整備方針について、レクトピアパークを幾つもの診療所を集積させた医療モールと、芝生広場を整えた健康維持のための公園とすることについて、どう考えるかを問いただしました。

その結果、回答の欄には、全く好ましいが24.9％、やや好ましいが32.5％、どちらとも言えないが22％、やや好ましくないが6.3％、全く好ましくないが7.9％、分からないが6.3％でありました。

以上の結果から、全く好ましいと、やや好ましいを含めると、全体の57.4％のアンケー

トが集計されました。その結果、レクトピアパークの活用案は、おおむね賛成であるとの回答が過半数を超えております。

ハード面に関しましては、公園の機能を残すことを大前提に、芝生広場では従前の面積を保持すること。また、現在設置してある公園の入り口の遊具については、経年劣化が進んでいることから、本計画に合わせて健康増進に特化した遊具などの再整備をできないか検討しております。

また、本プロジェクトを進めていく初期段階で、私と地域医療体制強化プロジェクトチームで、町内の医師、七尾市の医師会、近隣の大規模病院に対し、本構想について説明と相談を行うとともに、リモート会議等で意見交換を行ってまいりました。

なお、会議では、本構想について特に反対意見はなく、地域の医療機関と共存でき、かつ今後も町のために協力ができる医療機関を誘致してほしいとのご意見をいただきました。

本計画の実現により、町内に新たな医療機関が開設されることによる町民の福祉と医療の向上、遊具の設置など公園の再整備による利用者の増加へとつながるものと考えております。

また、２点目の８月17日に行いました、執行部主催で七尾医師会会長による地域医療についての勉強会をしました。本来、このテーマは一番先に執行部が勉強すべきではなかったか、なぜ今頃か、遅く、後回しではなかったのかについて、お答えをいたします。

業務上、医療との関わりがある健康保険課や長寿福祉課の職員においても、地域医療の現状について一定の理解があり、その中において担当課としていろいろ調査研究をし、先般の議会委員会において担当職員が地域医療の現状等について説明をさせていただいております。

また、先ほど申し上げました当町の医師を含めた七尾医師会とも意見交換、情報共有を図って進めており、以前、議会の委員会でもご報告させていただいているところであります。

議員の皆様には、実際に現在医療に従事している医師の方から直接話をお聞きする機会が遅かったことに対しましては、配慮不足であったかもしれませんが、町といたしましては、先ほど述べたこれまでの経緯により、順を追って事業を進めております。

結果といたしまして、七尾医師会長も言われたとおり、新たな医療機関については、将来町に必要であるということについて、議員の皆様も認識いただけるものと思っております。

今後も、この医療施設につきまして、進展を明確にした段階において議員の皆様とも議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、３点目の将来的に見て町単独事業にこだわる理由は何か。どんなメリットがあるのか。少子・高齢化は近隣地域でも同じ。なぜ広域連携で進めないのかについて、お答えします。

これにつきましては、中能登町にかかりつけ医を誘致することが目的であるので、事業実施に当たって、他の市町と連携は必要はないものと考えております。

ただ、進めていく上で、七尾医師会や近隣病院の意見、石川県が情報共有をしている中能登町の外来医師偏在指標などの資料等を参考にし、町の医療に関する現状を確認しながら進めているものであり、町単独で考えているものではないということを申し上げておきます。

次に、４点目の当初計画より数年延びたが、予定地の再検討はやっているのか。前回は時間がなかった。やっていないとすれば、その理由は何かについてお答えします。

現在は、予定地の計画実現の可能性と、これに係る事業手法について、プロジェクトチ

ームを中心に、進出を希望されている医師の方の意向も確認しつつ、随時見直しを図るなど、様々な検討を重ねているところであります。

さきにも申し上げましたが、今後進展が明確化した段階において、議会にお示しをさせていただきたいと考えております。

次に、５点目の医療機関の経費削減が言及されているが、本事業で町は医療機関の収支（経営）に何らかの関与または責任を持つのかについて、お答えをいたします。

これにつきましては、医療機関とはいえ、民間企業の一つであることには変わりなく、医療機関の経営に関与すること、責任を持つことは考えておりません。

次に、６点目の当初の分譲方式が公設民営方式に変更になったが、トータルコストは幾ら減ったか。具体的な投資金額は。その財源はについて、お答えをします。

令和５年２月の総務建設及び教育民生の両常任委員会において、分譲方式を見直し、公設民営方式などを含めた手法を再検討するとの発言を私はしました。公設民営方式に変更すると決めたものではありませんので、あらかじめ申し上げておきます。

何度も申し上げますが、現在は手法等の検討をしている段階でありますので、具体的な投資金額、また、その財源については現時点で計算できておらず、この場でお答えできることができません。

次に、７点目の患者動線を最優先するとあるが、どこからどこを指すのか、車のない患者にとってメリットは何かについてお答えをします。

あくまで検討の段階でありますが、例えば複数のクリニックを受診される方をイメージしたとき、クリニックそれぞれの受付を行うのではなく、一つの受付で行う中央受付方式とすることでワンストップサービスとなり、症状に合った診療をスムーズに選択できるとともに、患者の診療待ちの時間短縮につながるのではないかと思っております。

また、クリニックの駐車場については、極力、入り口まで車両進入の動線を確保することで、患者の移動にかかる負担軽減につながるのではないか。さらに、受診環境を向上するため、全ての町循環バスをラピア鹿島へ発着させることができれば、車をお持ちでない方や高齢者などにもメリットを享受できるのではないかと思います。

思案しておりますが、メリットを享受できないのではないかなど思案しておりますが、町循環バスにつきましては、町内の他の医療機関とも同様に検討する必要性もあります。

最後に、中能登町の地域医療の現状については、先日の勉強会において七尾医師会長が話されたとおり、新たな医師を呼び込むため、今後も議会、行政が知恵を絞って考えていかなければならない問題であると認識をしております。

町としましても、進出を希望されている医師はもちろん、県内の病院や医療業界の方々から様々な意見を伺いながら検討を図っておりますが、人口減少していくことが見込まれる現状では、新たな医師を確保することについては、超えなければならない課題や問題が多いのも事実であります。

まずは現時点で進出を希望されている医師の方がいらっしゃいますので、何とか中能登町へ来ていただけるよう継続的な協議を進めてまいりますとともに、議員各位におかれましては、町民の福祉と医療の向上のために本構想が実現できるようご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今、大変たくさんの質問に対して答えをいただきました。

この質問の本意は、私は一つ一つに自分の思いを持ってお尋ねをいたしました。正直言

って、町長は一生懸命に読み上げられたんですけれども、私自身が持っている町長の本当の思いがちょっと私は理解できませんでした。

その一番は、一番先にあった町民の意見を聞きましたか、アンケート、パブコメを取りましたかということでございました。そこから始まったんですけれども、ずっと聞いていくと共通しているのは、町長は、お医者さん、こちらへ来たいという多分お医者さんがおいでると思うんですよね。その方々のお話、または打合せをよくされているように聞こえました。そのことが前提で、医療公園というものがつくられて、いろんな今の私の質問に対しては、そのことが前提で答えがあったように思います。

どこに一番主眼があるかというと、全く町長は考えてないということはないんですけれども、お聞きすると、やっぱり医療機関、お医者さんの都合、お医者さんとのコミュニケーション、そういうところから、来たいというお医者さんがいるので、そのお医者さんとお話ししたら、あの場所で、それから森林浴であるとかセラピーであるとかそういう話が出てきて、そのことが邪魔にはならないんでしょうけれども、雲の上のような話を、誰も求めてないような話をしたんですが、そんな楽園を誰も求めてないと思うんです、私は。

アンケートを取られたのも、保育園でしたかね、その関係とか500幾つということでした。町民ははるかに多いんですから、特定の部分じゃなくて、例えば、私はあそこをよく通るんですけれども、必ずしも人がいるとは限らないです。空いているときがあります。でも、あそこへ行くと感じるのは、この町にあれだけ、ど真ん中ですよね、あのど真ん中にあれだけ広い緑の空間があるというのはどこもないと思うんです。私、いろんなところを見ると意識して見るんです。公園なんかはね。広いところもあります。でも何かぐちゃぐちゃしていて、子供の遊びなのか遊園地なのか分からんような、そういう公園もあるんですけれども、それはそれで目的があるんでしょうけれども、うちの町のいいのは、道を挟んだ向かいにあの立派な図書館があるわけです。あそこが静の空間だとすれば公園は動ですよ。子供たちとも遊べるし、どんなことでもできる。親子だけじゃなくてもできます。

それから、ちょっとパークとは関係ないんですけれども、あのパークの手前の駐車場がありますよね。あそこへたくさん車が止まっているんですよ。あれは休んでいると思うんですよ。仕事でどこかへ移動しているときに、休むところはいっぱいあるんですけれども、コンビニもあるでしょうし、いろんな駐車場。ところがあそこは多分、ちょうど樹木があって影にもなるということもありますし、風も通ります。そういう使い方であそこを利用している人もいます。

ですから、もともとレクトピアパークというのは町民の潤いの場所、そんなふうに書いてありました。安らぎと潤いでしたかね。ホームページに書いてあります。まさに安らぎと潤いのパークなんです。

ですから今、町長のお話を聞いていますと、質問はそんなにできないんですけれども、本当に住民の方に聞いているか。それが今質問しますけれども、例えば一番分かりやすいのは、交通の便を考えなきゃいかんとおっしゃいましたね。それも大事なんですね。

万が一あそこができたら、道の駅で終わるんですよね、バスは。そうすると、あそこから県道を渡って、あの坂をレクトピアパークまで歩くわけですよ。あの坂を。そうすると足のちょっと不自由な方とかお年寄りは、こういう時期ならまだ暑いということで問題ですけれども、雪が降ったり、みぞれが降ったり天候が非常に悪いとき、傘を差してあの距離を歩くわけです。距離もさることながら、

あのバイパスを渡るのも危険です。

それから帰りは、森林浴とかセラピーというお話が出ていますけれども、もしそこで診療が終わったら、患者さんは、バスで来た人は、森林浴、セラピーをなんていう気持ちにならんと思うんです。

何かといったら帰りの時間ですよ。ああ終わった、バス何時や、早く帰らないかんと。車じゃないですよ。あそこを降りて、バイパスを渡って道の駅まで歩かないかん。帰りの時間に合わせて一生懸命歩かなきゃいかん。そんな余裕なんかないです、多分。

町長は、失礼ですけれども、ご自宅からバスに乗って道の駅まで来られて、また用を足してバスに乗って戻られたという経験はありますか。これは質問だったらあれやけれども。あればいいですけれども。私は何度もあります。あの待ち時間、大変ですよ。

そういうことを考えると、医療を受けるためにそこへ行くんですけれども、１番目の再質問をいたしますけれども、一番弱い弱者とされる車も足もない、そういう人たちが道の駅に降りて、あそこから歩いて行くという、その動線はなぜ入らないんですか。お聞きします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　まず、道の駅からレクトピアパークまで歩いて行ったことがあるのかどうかということの話ですが、町祭がずっと十数回行われました。その中で、町祭のときには、私たち議員は当時は道の駅に車を止めて、レクトピアパークまで歩いて行きました。

先ほども申し上げましたが、循環バスを、もしレクトピアパークを要するに医療施設にする場合は、レクトピアパークにバス停を設ける。設けて、すぐ入るというような、さっきそういうような話をしました。さきの答弁で。レクトピアパークの公園の施設で、要するに循環バスがストップする。レクトピアパークをするというになればですよ。そこでバスの停留所の見直しをかける。交通手段の方法を考えていきたいなということは、話の中でＰＴの中では出ていました。

ただ、いろんな面で時間の制約がありました。当時、２人のお医者さんが来たいという方がおいでましたので、議会で申し上げたとおり、本当はレクトピアパークの下の田んぼの用地を買って、あそこで医療施設を建てたいということが一番初めでした。ただ、それが農地地域振興法とかいろんなものにかかりまして、４年も５年もかかるということで、医者は、それじゃ駄目です、何か１年でも２年でも早くしてくださいということで、いろんなことをＰＴで話しして、県とも話した結果、田んぼもそこもなかなか時間がかかるということで、それじゃ一番どこがいいかということでＰＴの中で話をなされ、町有地であるレクトピアパークの公園がいいんじゃないかと。遊具も老朽化しているし、全部を使わなくても３分の１ぐらいを医療施設にすれば、いろんな芝生管理とか樹木の整備ということで年間何千万も使っておりますので、そういう削減にもなるということで、公園を生かした医療施設をできればということで考えておったわけです。

お医者さんが２人ということで今おいでるんですが、そのお医者さんの話も聞きながら、今後どのようにやっていくかということは、これからＰＴの中でも話をしていきたいと思いますので、そういうお医者さんがここでいいよということになりましたら、また議会の皆さんに報告をしたいなと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　私が聞き漏らしたようですが、バスがレクトピアパークまで行くということは大変大きなことです。これは初めて聞きました。これは大きな前進だと思

います。それからほかの医療機関についても考えるということですので、そのことはぜひ実行してほしいと思います。

それから、時間の関係で、ほかの質問はこれに関してはやめますけれども、ぜひとも、町長、またできましたら議会のほうへということでございますが、これは正直言って町長も提案されて、議会で特別委員会でという話もあったんですけれども、これはこっちの問題もあります。議会とうまくいかなかったということなんですが、改めて議会のほうも、議長もしっかり聞いておいでると思うんですが、これはやっぱりそういう特別委員会を設けて議論していく問題だと思いますので、議会からそんなふうな話があったときには、また町長、お願いしたいと思います。

検討中であるということが一番の今日の確認事項だと思いますので、今後そのことは詰めていきたい。よろしくお願いします。

それでは次の２番に移ります。

２番、大学との包括連携協定と人材育成についてに移ります。

資料のＡは、町の広報の最新号の記事でございます。そこには、「大学連携　中能登町で広がる共創のうごき　若い知恵と力をまちづくりに活かす！」と書いてあります。大変すばらしい言葉だと思います。金沢大学と北陸先端科学技術大学院大学と包括連携協定の調印の後の町長と大学関係者との笑顔の写真も載っています。

そして町長の言葉として、「人口減少対策のカギ！　関係人口増加と共創」とあり、さらには、大学との連携協定を契機として、関係人口の拡大増加、移住者、自治体連携なども積極的に進めていくと述べられております。誠に結構なことで、地元大学との連携を深め、大いに活用し、まちづくりと地域の活性化に役立てていただきたいと思います。

ここで関連して、以下、４点伺います。

１、中能登町が大学に求めるものは何か。

２、それぞれの大学に具体的に求めるものは何か。また、足りないものは何で、そのものにつき県内のほかの大学の協力を仰いだか。

３番は、時間の関係で飛ばします。

４番、共創の意味するもの、大切なことは何か。

すみません。３番だけ飛ばして、お願いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　大学との包括連携協定と人材育成についてのご質問にお答えをします。

まず、１点目の中能登町が大学に求めるものは何かにつきましては、先般、広報なかのと８月号でもご紹介したとおり、昨年12月に北陸先端科学技術大学院大学と、今年５月には金沢大学と包括連携協定を締結しております。

町にとっても、大学との連携は、大学に集積する知識や情報等を様々な施策の目的を達成するために活用できると考えており、現在協定を締結している２つの大学については、地域内で不足している専門的知見や若い人材の協力、柔軟な発想が得られ、施策に反映できることが一番のメリットと考えております。

また、大学側にとっても産官学連携によって学生の学びの場が得られ、大学の研究成果や技術を経済活動に結びつけられるメリットがあると考えております。

次に、２点目のそれぞれの大学に具体的に求めるものは何か、足りないものは何で、そのものにつき県内の他の大学の協力を仰いだかについてお答えをします。

各大学との協定は、北陸先端科学技術大学院大学とは、デジタル化の推進、持続可能なまちづくりについて、金沢大学では、歴史文化活用、観光振興などの地域活性化を主なテーマとして締結をしております。

町としましても、研究等を通じて各大学が

有する専門的分野の知見と学生が持っている柔軟で独創的な考えを活用し、当町の政策課題に対して様々なアプローチによりその解決方策を協働で探っていきたいと考えております。

具体的には、石動山や雨の宮古墳群などの歴史遺産の活用をはじめ、能登上布やどぶろく、おにぎり、さらに古民家が立ち並ぶ町並みなど、中能登町の暮らしに息づく衣食住に関連した歴史、文化が多数あります。この歴史資源を題材に、大学の教授や学生に、実際に地域を訪れ、町民と交流を深めながら、中能登町のまちづくりに新たな価値を吹き込み、一緒に町の魅力を広げていきたいと考えております。

なお、県内の他の大学には正式な協力は仰いでおりませんが、町といたしましては、引き続き、中能登町の魅力を感じ、連携に結びつく取組を研究してまいりたいと考えております。

次に、４点目の共創の意味するもの、大切なことは何かのご質問についてお答えします。

広報なかのと８月号でも紹介しているとおり、多様な立場や様々な人々との対話、それぞれが持つノウハウや知見を生かし、共有、協働によって新しい価値観を創造していくことが共創であり、まずは多様な人々の参画とその機運醸成を展開することが重要であると捉えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　ちょっと寂しかったのは、ほかの大学とまだやってないという声もあった。町長の。ぜひ進めていただきたいと思います。県内には優秀な大学がございますので。

今のお話を聞く中で、私は、中能登町において、まちづくりにおいて、大学と連携して取り組むべきは、私は農林業だと思います。その部分が少し欠けていると思います。

少しご説明申し上げます。

私たちの住むこの町は、世界農業遺産に登録された里山里海の地です。もうすぐこの地にもトキが飛来します。春木地区を中心に、その対応が努められております。

中能登町のある邑知地溝帯は、能登文化発祥の地でもあります。邑知地溝帯を中心とする平野部と、その両横を東側に石動山、西側には眉丈山系から連なる大丘陵地から成り、そこを源泉とし、下流域一帯を潤す水系の大循環の中で、私たちは実りを享受し、幾世代もこの地で生活をし、地域とともにあり、守ってきました。

これまで私たちがふだん当たり前のように思っている安全で快適な暮らしは、実りは、実はその裏では水源の涵養や山地水害の防止などをはじめとする多大な森林の働きがあり、これまで立派に維持されてきた生態系も保護し、これら全てをしっかりと後世に継承しなければなりません。

この町の１次産業に目を向け、見直し、育てていかなければ、地域との共存は成り立ちません。１次産業が衰退すれば、２次産業も３次産業もあり得ません。ましてや６次産業をやです。お米がなければ、どぶろくも、おにぎりもありません。１次産業の農林業に大学との連携、教育者との交流の場が必要です。それがこの町に欠けているところです。

近年、気候変動による局地的な集中豪雨が増加するなど、各地で激甚な山地災害が発生し、治山対策や森林の整備、保全が求められております。2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、本格的な利用期を迎えている森林資源を切って、使って、植えて、育てるといった循環利用を進めることがますます重要になってきます。

日本を取り巻く農林業の現状は、農業従事者の減少や高齢化、地球温暖化や大規模自然災害、コロナ感染やウクライナ戦争を契機と

したサプライチェーンの混乱の状況の中、将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっております。

このような状況で、私たちの町は、まちづくりに対して、これまで比較的農業、林業が話題になっておりません。表舞台にはなかなか出てきませんでした。

ここで提案ですが、資料Ｂ－２を御覧ください。まだ提携はしておりませんが、石川県立大学に生物資源環境学部があります。その中にある環境学科では、土、水、大気などの知識をベースに環境や生態系と人の活動の関わりを解明し、環境と調和した農業基盤や社会基盤の整備及び国土の管理について研究をしております。また、同じく同大学の生物資源環境学部には、森林資源環境学教育コースが設置をされており、森林、林業に関する学びを展開いたしております。

空には風、山には森、田には水が必要です。その時々の人間の勝手気ままで崩壊、破壊をしてはなりません。さきの２大学に加えて、この近くにある石川県立大学と包括連携協定を結び、将来的に町を救う先駆的役割を果たすため、農林業にフォーカスし、その大学の生徒や研究者たちと共に進める新たなまちづくりを積極的に推進してはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　澤さんの一般質問の県立大学のあれを見せていただきました。

県立大学とは、2020年に私が町長になる前ですが、議員の方は知っておいでるかも分かりませんが、県立大学と大学コンソーシアム石川というので単年度でやりました。それは何をやったかといえば、どぶろくとか酵母菌ですね。丹後邸に、蔵に酵母菌がおるんじゃないかということで、県立大学の教授の方と学生が来て、その酵母菌を調査して、それと船木さんのところへ行ったり、この辺の、多分、澤さんの家も古しいですから酵母菌がおるかも分かりません。そういう調査をやりました。やって、その結果、中能登町には酵母菌があるということで、これから発酵食の文化ということで、石川県が発酵食ということで打ち出しております。

言われたように、うちの町は基幹産業は農業と繊維産業です。農業に欠けているところはそういうところで、県では一番力を入れているのはカーボン繊維なんです。その次が発酵食なんです。発酵食を町で2020年に仕掛けられて、それっきりになっているということは事実でありますので、これは県立大学も含めて、金沢工業大学も研究しております。そしてまた、北陸先端大学はそういう研究所を、酵母をつくる研究所を、いろんな研究を立ち上げましたので、いろんな意味で、県立大学も工業大学も先端大学も合わせて、いろんな知恵をお借りして、これから農に関してやっていかなければならないということも思っております。

トキのあれを見ていたら、江が整備されたということで、田んぼがちょっと、そういうふうに解釈したんですけれども、トキの江ですか、田んぼの中に江というのをつくって。

○５番（澤　良一議員）　川みたいやつでしょう。

○宮下為幸町長　多分、あれは今、ドジョウとかそういう生物が来て、トキが来て食べていく。

○５番（澤　良一議員）　あの写真もそんなふうに見える。

○宮下為幸町長　そんなふうに見えたんですよ。

だから、そういうふうに、これから農としてもいろんな意味で無農薬、減農薬をやっていかなければならないということをいろんな意味で考えていかなければならないと感じております。

さっきデジタル化のことで、久江のかかしが水位がはかる。風力とか水の調整とか自動

に入ってくるのをＩｏＴで。これは金沢先端大学の金平さんというアドバイザーが中能登町のアドバイザーになっておいでますので、その人がいろんな意味で考えられて、それが現実に農協としてＩｏＴが、あのかかしの装置として活躍をしているということです。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　町長がうまいことおっしゃるので、ちょっとペースが落ちそうになりましたけれども。

私は、酵母菌のこのことも十分承知しているんです。私が言いたいのは、前は農業大学です。ここは県立農業大学だった。今は石川県に農業学部はないんですよ。唯一、専門的にやっているのは、これは学部じゃないんですけれども、先ほど申し上げた環境何とかというところがやっていますので、ぜひアタックしてほしいと思います。

酵母菌も大事なんですけれども、私が言っているのは物をつくる。お米を作る。それから木を育てる、守る。そういう部分です。本当の１次産業。その部分に力を入れないと、お米がなければ、さっき言ったように、どぶろくも何もないんですよね。ですから酵母菌もさることながら、そういう部分に目を当てた基本的なものづくり、生産といいますか、この地を守る。その１次産業を育てていきたい。そのことをまちづくりに入れていただきたいと、こんなことを思っています。ぜひ進めていただきたいと思います。

時間がないので次へ行きます。３番へ行きます。

事業名、中能登町版（仮称）飛騨高山大学。これは実際はＣｏＩＵと書いてあります。略称ですね。私はあえて大学の名前を入れました。飛騨高山大学共創まちづくり推進事業に移ります。

今ほど町長からも、大学に関する取組、それから思いをお聞きしました。

さてそこで、今度は逆の話になるかもしれませんが、私が問題視するのは、これだけ県内の大学との、協定を結ぶ結ばないは形式のことであって、大学とアタックされている町長が、この上さらに他県の大学の手を借りたまちづくり推進事業を推進する必要があるかという単純な疑問です。私は、この計画は不要だと思っています。

ここで町民の方に簡単に経緯を説明いたします。

この大学とは、２年前に町のＰＦＩ事業の第１号となったもので、旧滝尾小学校跡地の町営久江住宅及び芹川住宅の建て替え等の事業で、総事業費は14億8,500万円の大変大きな事業であります。

ここで町民の方にＰＦＩ事業ということを簡単にご説明いたしますと、ＰＦＩ事業とは、今回の場合は町が自分たちで工事をやるのではなく、民間の会社にお願いして、その民間の会社が自分たちのお金や技術や知恵を使って工事をしたり管理運営をするという事業のやり方を言います。今回、町はその民間会社にお金を支払いますが、このほうがトータルとして町は自分でやるよりも安くできてお金の節約ができる。こういう事業でございます。これをＰＦＩ事業と言っております。

今回の事業の対象となる場所は、旧滝尾小学校の跡地であり、住宅の建て替え工事が主たる事業です。

一方、住宅地以外に土地が余ります。その余剰地を有効活用しようとの目的で、この余剰地に大学のサテライトキャンパスを設置したいとの民間企業による大学誘致活動が計画されました。簡単に言えば、あの余った土地に飛騨高山大学のサテライトキャンパスを設置しようという民間企業の計画であります。

この大学は、来年の2024年10月に文科省へ大学の設立の申請を出し、26年に開校予定で、うまくいけば27年度から予定されたあの地にキャンパスが来て、そのキャンパスが活

用されるということです。

この件につきましては、議会へは去る７月31日の全員協議会に（仮称）飛騨高山大学の現状と今後についてという議題で町から説明がありました。

そこで、配付資料Ｅと、その事業展開スケジュールＦを御覧いただきたいんですが、事業名は、中能登町版ＣｏＩＵ（仮称）飛騨高山大学の略称です。飛騨高山大学共創まちづくり推進事業とあり、サブタイトルに「～若者と共になかのとを創る～　中能登共創モデル」とうたわれたものや、ほかに何枚かの資料が添付されていました。どれも非常に見て分かるように色が鮮やかで、一見明るいまちづくりが想像できます。本当にこのようなものができれば、私は、まちづくりに関しては完璧だと思われます。

逆に、この飛騨高山大学の事業に、これまで町が取り組んできた計画、またこれからやろうという計画に関するあらゆるトピックスを見栄えのよいキーワードで貼り付けたようなものにも、キーワードがきれいな言葉で貼り付けられております。そんなふうに私は感じました。

そこで問題は、先ほど申し上げましたが、ＰＦＩ事業の中で、要するに民間企業がやる事業の中で、余剰地の活用案である（仮称）飛騨高山大学の能登学舎としてサテライトキャンパスを誘致するという民間企業の構想の段階で、この段階で、中能登町職員がこの共創まちづくり推進事業をプロジェクトチームという名の下で汗を流さなければならない。この前の説明によると、そのＰＴをつくって、町長がつくられて、このことにいろいろやるというお話でした。

そのことがなぜ今この段階で、まだ申請もしてないんです。来年の10月なんです。失礼ですけれども影も形もない。今の段階で、この大学は。その大学が、将来に向けてそういう推進事業を考えていらっしゃるのか。これは分かりません。それは自由です。

そういう状況の中で、私たちのこの町の職員が、プロジェクトのチームが、何名か分かりませんけれども相当なチームだと思いますが、一生懸命に汗を流し、自分の仕事と別にプロジェクトの命を受けてやるんです。この大学のために。

それからちょっと先が早いですけれども、この大学の今やろうという事業のために、この後、町の予算でその費用を補うために補正予算が組まれようとしております。まだ出ていません。本来、大学を、当町にサテライトキャンパス、能登学舎を誘致する民間企業の事業そのものは、何の問題もございません。問題は、この飛騨高山大学の共創まちづくり推進事業に現状、形も見えない今、我々の血税と町の職員が投入されることが当然理解ができず、納得はいきません。

このような観点から、以下５点につき町長に伺います。

１、新たな大学との連携。新たなというのは、石川県の大学じゃなくて他県との新たな大学との連携が今必要な理由は何か。

２、この事業の中能登町版（仮称）飛騨高山大学共創まちづくり推進事業の主体はどこか。

３番、ＰＦＩ事業の一環で、民間企業が（仮称）飛騨高山大学のサテライトキャンパスの誘致に注力する中、なぜ町の職員がまだ未確定のその大学の共創まちづくり推進事業にＰＴを組み、推進事業にてこ入れしようとするのか。

４番、ＰＦＩ事業の一環で、民間企業が飛騨高山大学のサテライトキャンパスの誘致に注力する中……。

４番は同じことが書いてあるんですね。すみません。３番、４番は同じ。間違っています。

すみません。それでは時間の関係で、１、２、３でお願いします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　中能登町版（仮称）飛騨高山大学共創まちづくり推進事業のご質問についてお答えします。

このご質問は、ＣｏＩＵ、共創まちづくり推進事業についてのご質問と理解をしておりますので、ＣｏＩＵ事業として説明をいたします。

まず、１点目の新たな大学との連携が必要な理由についてのご質問ですが、本件については、さきの７月31日開催の議会全員協議会でも説明させていただきましたとおり、現在、旧滝尾小学校跡地で進捗するＰＦＩ事業町営久江・芹川住宅建替・運営事業の余剰地活用における事業として誘致提案がされました。

今後さらに人口減少が進展していく中、大学進出は、当町において単なる新たな交流人口の創出のみならず、学生の柔軟で専門的な知見を活用し、新たな価値の創造を加え、今後のまちづくりにおいて多くの可能性が期待できるものであります。

また、地元住民や児童生徒との交流機会の創出、社会人学習の場の創出、企業との連携による既存企業のイノベーションや新産業の創出など、大学連携を活用した幅広いまちづくりの展開と可能性が広がるため、ＣｏＩＵとの連携が当町の将来にとって必要があると強く認識をしております。

次に、２点目のＣｏＩＵの共創まちづくり推進事業の主体はどこかについてのご質問にお答えします。

現在、中能登町が主体となって本推進事業を進めております。

次に、３点目の推進事業のプロジェクトチームの組織化と、てこ入れについてのご質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、新たな価値の創造とこれからのまちづくりへの可能性の広がりから、現在、プロジェクトチームを組織し、視察や協議を重ね、推進体制の整備や課題整理を展開中であります。

また、本定例会では、内閣府交付金を活用した推進事業を実施するための準備経費などについて補正予算を上程させていただきましたが、まずは、まちづくりを推し進めるための協議会、コミッションを立ち上げ、多様な人材の参加をいただき、コミッションを母体とした共創社会の取組について今年度しっかりと確立を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　澤議員

○５番（澤　良一議員）　今の答弁の中で、一つ確認できなかったのは、町長、なぜ、石川県の大学とやっていますよね、いろいろ。だけど、なぜその大学と新たにやらなければならない必要性ですね。そういうことが来れば、人材交流や研究も進むし、そこに人の流れができて、町のためになるというのは分かるんです。

だけど、なぜほかの、あっちの県から持ってこなきゃいかんかというのがちょっと分かりませんでした。

それと、時間がないのでちょっと飛ばしますけれども、一番私、分からないのは、資料Ｆにある事業展開スケジュールがございますね。これを見たときに、この計画は令和５年から令和９年までの５年間。５年間の中で、飛騨高山大学ができるのは、予定でいくと令和８年に多分できると。そこで１年間勉強した人たちが２年生になったときに、令和９年、この計画の最終年度ですよね。このときに、そこでできるであろうサテライトキャンパス、能登学舎へ来て、どうのこうのという計画らしいんです。

そうしたとき、この事業の計画は学生が主だと思うんですよ、私は。うちの町がこれをこれをやっていくんじゃなくて、タイトルにあるように、飛騨高山大学の共創の推進計

画、事業なんですよね。主体はそこなんです。

そうしたときに、この５年間のスケジュールの中の最初の４年間は、全く接触はないんです、大学と。または大学の生徒はもちろんないですし、先生もありません。

○議長（笹川広美議員）　澤議員、時間が来ておりますが。

○５番（澤　良一議員）　あと１分だけ。厳しいな。

それで、そのことを明確にしないと、私がさっき言いました、この町の職員を投入するわけですよ。そのときに大学とのコロナも何もないのにここでやれるのであったら、大学を最終年度、来て教えてもらうことは何もない。またはコンサルが入って――知りませんよ。ここを何かやるとすれば、なおさらこの町でやる意味がなくなってくるので、そのところをしっかり説明していただきたい、こんなふうに思います。

時間がないのでもらえませんけれども、今度、町長、しっかり教えてください。

以上で終わります。

○議長（笹川広美議員）　ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時03分　休憩

午前11時10分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、１番　三浦克欣議員

〔１番（三浦克欣議員）登壇〕

○１番（三浦克欣議員）　それでは通告に従い、まず私の一般質問、澤議員の熱い質問、答弁、２回続けて次なので、すごいプレッシャーを感じているんですが、私なりに一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まずは地域防災力の強化・充実についてであります。

去る９月３日に、私たちの町でも防災一斉訓練が行われました。私も設置された議会災害対策支援本部に「無事である」の連絡をした後、地元の能登部下地区の第１次避難場所に向かいました。そこには区長さん、町内会長さん、民生児童委員さん、防災士さんが集まっておられました。

区長さんから事前に、その場を仕切ってくれというふうに頼まれていたので、町で示されていた訓練の概要等を参考にして少し準備をしておりました。概要には、自主防災組織の運営とあり、組織体制の明確化、避難行動要支援者名簿の活用、防災士、民生児童委員との連携云々と書いてありました。

私はそのとき、集会所に集まっておられる方々の活動が、いわゆる例の地区防災計画による自主防災組織だと理解しましたと同時に、その集まりこそがリアルに私たちの命を守る最も大切な組織であると認識しました。

中能登町が作成している地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいたもので、いわゆる公助の部分になります。そして、あの東日本大震災を経験し、自助、共助の重要性、特に地域コミュニティにおける共助の重要性が強く認識されるに至りました。

地域のコミュニティレベルでの防災活動を促進し、ボトムアップ型の防災活動として、平成25年に災害対策基本法が改正され、地区防災計画の自発的な提案ができると規定されました。この自発的な提案が、この組織の具体的な体制づくりが進んでいかない理由の一つかなというふうにそのときに理解しました。案の定、先日の新聞報道にもあったように、まだこの計画が策定されている地区は中能登町ではゼロとなっておりました。

もう一つ、全国的に自助、つまり単独で避難が難しい方々の避難を支援するための避難行動要支援者名簿の作成は、去年も質問させ

ていただいたんですけれども、進んでいるものの、まだ災害時には高齢者等の被害が多いという現状を踏まえまして、避難の実効性を確保するため、令和３年５月の法の改正で個別避難計画の作成が市町に対し努力義務化されたということです。この努力義務化も曖昧だと私は思いますが。

話は戻りますが、３日の地区の防災訓練には防災士さんも来られておりまして、この地区ごとの防災組織を活性化していくには、防災士さんの果たす役割が大きいのではないかと思いました。防災士は、共助の部分に具体的な行動を起こしていくためのリーダー的存在であるとされています。

そしてそこでさらに思ったのは、この場になぜ消防団員さんはいないのかということでした。というのは、また話は少し変わるんですが、私、議員になって初めて今年、消防操法大会を応援する機会をいただきましたが、諸先輩方が見守る中、20代、30代の若い衆がてきぱきと走り回っているのを見て、この若者たちこそ大切な地域のエンジンやなというふうに思いました。あのメンバーがその組織にいたら、とても活性化していくのではないかと思いました。

ちなみに消防団についても調べてみましたら、やはり平成25年に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものがつくられており、８条では、市町は消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを鑑み、消防団の抜本的な評価を図る云々というふうに規定されていました。

先ほど述べた防災士さんの活動とともに、消防団の活動を活性化していくことが、この自主防災組織が本当に地域の命を守っていく鍵となるのではないかというふうに思いました。

以上、地域防災力の強化の観点から、自助、共助のイの一番の存在である各地区の自主防災組織の強化、充実のための具体的な施策について質問いたします。

①中能登町として地域防災力の体制は強化されているか。総論的で構いません。

②地区防災計画、個別避難計画の策定は進んでいるか。

③町として消防団の具体的な強化策はあるか。

以上３点についてお尋ね申し上げます。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　地域防災力の強化・充実についてお答えします。

まず、１点目の地域防災力体制は強化されているかについてでありますが、町では平成22年度に各地区に自主防災組織の設置を呼びかけた経緯があります。各地区では、町からの呼びかけに応じ、自主防災組織の設置にご尽力をいただき、平成23年度末の組織率は100％であります。これは議員がおっしゃったように、東日本大震災で大震災を経験し、地域の皆様が自助、共助の重要性を認識したためであると考えられます。

その後、区長や役員の交代によって、既に組織された自主防災組織が忘れられてしまったり組織図の見直しがなされないといった地区もあると認識をしております。

町としましても、自助、共助の要である自主防災組織の体制強化こそが地域防災力の強化になると考え、昨年度から町が実施する防災訓練では、地区の自主防災組織体制の確認を各地区で依頼しております。

また、各地区における防災士への地区への防災訓練への参加呼びかけや、民生委員児童委員の参加、協力の下、地区避難行動要支援者台帳活用訓練もお願いをしております。地区によって取り組み方は異なりますが、現状把握や課題整理がなされ、今後の体制を話し合う場になったと聞いております。

地域防災力の強化は一朝一夕にはなりませ

んが、地区の皆さんが顔を合わせ、気持ちを合わせ、力を合わすことができれば必ず前へ進んでいくものと考えております。

町としましては、防災訓練や情報発信を通じ、地区の取組を支援してまいりますので、議員各位におかれましては、地区の防災活動に参画し、取り組んでいただければと思っております。

２点目以降の質問については、担当課長より説明をさせます。

○議長（笹川広美議員）　木幡総務課担当課長

〔木幡嘉広総務課担当課長登壇〕

○木幡嘉広総務課担当課長　それでは、２点目の地区防災計画と個別避難計画の策定状況はについてのご質問にお答えいたします。

地区防災計画につきましては、町からの呼びかけに対し、14の地区が策定中であると回答をいただいております。また、久江地区におきましては８月に策定が完了しており、地区での防災体制や年間の取組などがまとめられております。

町では、こうした取組を推進していくため、今後も地区への呼びかけとともに、策定に関する参考事例の紹介やアドバイスを継続し、地区防災計画策定を推進していきたいと考えております。

個別避難計画につきましては、計画の策定には要支援者と支援者から個別に聞き取りを行う必要があります。これらを取りまとめるために、県の被災者支援システムを活用していく予定としており、現在準備を進めているところであります。いましばらく策定には時間を要するところでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、３点目の消防団の強化策はについてでありますが、町では、これまでに団員の募集の広報や、団員になりやすい環境を醸成するため消防団協力事業所の認定、消防団員を応援するため消防団応援の店事業などを展開してまいりました。

しかしながら、仕事との両立が困難というイメージや、地域への参加意識の低下などが原因で、定員割れの状態となっている分団があることも事実であります。全国的には、団員不足や団員の高齢化により統合や廃止となる消防団があるとも聞いております。

町としましても、消防団員が減少することは防災体制の衰退に直結するゆゆしき事態であると考えておりますが、環境整備のみでは団員減少に歯止めが効かないことも事実でありま。

団員確保につながる具体的な強化策については、今後も検討を重ねてまいりますが、当面は、これまでどおり町からの広報や地域での勧誘の際に消防団での活動のやりがいを伝え、自発的な参加を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○１番（三浦克欣議員）　再質問というか、幾つかお聞きしたいところですが、消防団の強化に絞って再質問させていただきます。

とても消防団の存在というのは大きいなというふうに感じていて、今、有償ボランティアというものが注目を浴びているというふうに思っているんですが、報酬のアップみたいなところの計画はないかというところと、消防団員準中型免許取得というか、若い方は免許制度が変わって、ポンプ車を今の免許証で運転できないということになっているということなんですが、その免許取得の公費助成制度の創設の意思はあるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　三浦議員の再質問にお答えします。

消防団の強化について、報酬アップや消防団員の準中型免許取得の公費助成制度の創設の意思はないかとのことでありましたが、町

では、国で定められている標準的な報酬を支払っております。新規団員加入について障害となっていることが報酬なのかを見極める必要があり、これらについては、まずは情報収集を進めてからと考えております。

また、消防団員の準中型免許証取得に関わる公費助成制度創設については、現在の消防団員でどのようなことに困っているのかを聞き取り調査を行った上で、必要な対策を講じていきたいと考えておりますが、現状の免許制度では普通免許しか持っていない場合、消防車を運転することができず、消防活動に支障を来すことが想定されますので、前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○１番（三浦克欣議員）　また消防団の強化、よろしくお願いします。

と同時に、やはり防災士組織の強化も必要だと思っておりまして、資格を取るときの補助があると思うのですが、取得した後の具体的な活動ができるような育成体制があればいいなというふうに考えます。

私は来年９月、１年後、一般質問でもこの件について質問したいというふうに考えております。昨年も質問しましたが、自分の防災に関する意識も変わってきましたし、少し地区防災計画が一つ地区にできたというものをお聞きして、進んでいるというふうに思います。

地区の皆さんも、例えば下区であれば、この下区は大きいから町内会レベルで避難体制をつくらな駄目やなとか、公民館費とかを使って炊き出しとか、そういうものをできればいいなみたいなことも話が飛び交っておりました。

また、消防団に関しては、消防団・自主防災組織等の連携促進支援事業という事業もあるようです。来年の訓練の日がさらに活性化され、多くの地区で地区防災計画が策定され、少しでも本当にリアルな、意味のある訓練ができるように取り組んでいければよいなというふうに思いながら、地域防災力の強化についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、２つ目の質問に移ります。

この秋、石川県を会場に国民文化祭「いしかわ百万石文化祭2023」が開催されます。県内全市町が独自の伝統文化を紹介し、その魅力を内外にＰＲします。中能登町でも「感じよう中能登町」をテーマに、どぶろく、おにぎり、異彩なアート展、共生社会の３つの柱で町の魅力を発信することになっております。

まずは、自称おにぎり議員として、中能登町の大きなテーマに「おにぎり」があるということに大変感謝しております。

私は、３年ぐらい前から中能登を障害のある方のアートの拠点にしたいというふうに考えていまして、国文祭、そして同時に開催される全国障害者芸術文化祭をチャンスにして進めていこうと画策しておりました。現在そこは異彩なアート展に託しまして、今はおにぎりで国文祭を盛り上げようと一生懸命準備を進めております。

歌手、今町衣里さんにも、おにぎりのダンス付き応援ソングを作成していただき、そのミュージックビデオも間もなく完成いたします。曲は毎日５時頃、夕方の５時ごろ流れておりますので、また聞いてやってください。

９月に入って、いよいよだなというふうに思っているのですが、ふと周囲を眺めると、町民の皆さんにどのくらい周知されていて、全体的にどのくらい準備が進んでいるんだろうと、心配性の私としては少し不安になってきました。それで、議員にできることは何かと考えまして、この一般質問という形でクローズアップ化させ、町民の皆様に周知し、県内、全国の皆さんに少しでもＰＲをして、できるだけたくさんの方が中能登町を訪れていただけたらというふうに考えています。

例えば、おにぎりでいいますと、1987年に発見された日本最古のおにぎりが36年ぶりに中能登に里帰りして展示されることを町民の方がどれだけ知っておいでるか。それから、2000年前、弥生時代の最古のおにぎりというのはチマキ状炭化米塊、その歴史的価値、それをどのくらいの方が知っておいでるか。どぶろくについても、全国８万社の神社のうち、どぶろくの製造の許可を受けているのは33社。そのうち中能登町に３社もあるということ。先ほど町長からもお話があったように、発酵文化で町を活性化させていこう、発酵させていこうという、そういう取組。障害の有無の境がないアートで共生社会を築いていきましょうという中能登にしかない魅力を内外に広めていく絶好のチャンスが、この秋の国文祭、いしかわ百万石文化祭です。

担当課である生涯学習課の皆さんも、一生懸命、精力的に準備とＰＲをしてくださっておりますが、担当課だけではなく、役場全体で私たちの町をＰＲする。もちろん我々議員も同じですし、役場スタッフさんも含め、町関係者全員で町民の皆さんに伝え、さらに町民の皆さんが町外への皆さんに広げていくという機運を高めていけたらいいというふうに考えます。

また、このチャンスを生かし、まず私は町民の皆さんが自分たちの町の魅力、住んでいてよかったと思ってくださることが一番の成果となるように思います。

そして、この国文祭はあくまで通過点であり、その後の魅力あるまちづくりにつなげていくことが大切だと考えております。

ということで、以下２点についてお伺いいたします。

①国文祭の準備及び内外への広報の進捗状況、それから町民の皆様へのＰＲも含めて、進捗状況をお尋ねいたします。

②国文祭、その後の魅力あるまちづくりについてお尋ねいたします。まちづくりという話が大きくなってしまいますので、今回のテーマ３つを中心に、今後のまちづくり、魅力発信についてお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　まず初めに三浦議員に申し上げたいと思いますが、国文祭と言ったら皆さんになかなか周知されません。多分、今日ケーブルテレビを見ておいでいる人も、やはり国民文化祭として31年ぶりに来たというような、国民文化祭という表現にしたほうがいい。多分傍聴者の方も、国文祭、国文祭と言われても何やいやという感じでおいでるかも分かりませんので、私の答弁書は国民文化祭と言って、国文祭とは言いませんので、よろしくお願いします。

国民文化祭の準備、広報の進捗状況とポスト国民文化祭のまちづくりについて、まず、１点目の国民文化祭開催の準備及び広報の進捗状況を問うのご質問にお答えをします。

石川県で31年ぶりに開催となる今回の国民文化祭は、全国障害者芸術文化祭も同時に開催されることから、統一名称である「いしかわ百万石文化祭2023」として、石川県全域で多彩なイベントが行われることになっております。

町では、令和４年２月に実行委員会を立ち上げ、私が委員長として、これまで計５回にわたり実行委員会を開催してまいりました。実行委員会では、多くの方々に中能登町の文化と魅力を知ってもらうため、「感じよう中能登町」「どぶろく・おにぎり・共生社会」と町独自のキャッチコピーをつけ、関連する様々な事業を期間中に行ってまいります。

主な事業については、どぶろくを醸造している３つの神社を巡る利き酒交流事業や、発掘された実物のチマキ状炭化米塊の特別展示を行います。また、障害のある方の作品を集めた異彩なアート展も企画しております。

いずれの事業も町の特色を色濃く表したものであり、石川県内外にアピールできるもの

と考えておりますので、町民の皆様には、この機会にぜひとも中能登町の魅力を見て聞いて触れていただきたいと思います。

広報啓発関係として、行政サービス庁舎及び「道の駅」織姫の里なかのとに懸垂幕を設置し、町広報紙をはじめホームページなどの各種媒体で周知しております。７月にはＰＲチラシを全戸配布し、９月末にはリーフレットを主要施設等に設置する予定としており、町内外に情報発信を行います。

また、現在、国民文化祭のテーマソングとして、能登部上出身のシンガソングライター今町衣里さんが作詞作曲した「ONIGIRI」を午後５時から防災行政無線の試験放送で流しております。この曲を活用し、町民の皆様も巻き込んで、町全体で国民文化祭を盛り上げていかなければと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、２点目のポスト国民文化祭、その後のまちづくりについて、町の方向性を問うにつきましては、国民文化祭のテーマの柱としました、どぶろく、おにぎり、共生社会を引き続き、中能登町のまちづくりのシンボルとして魅力発信できるものと認識をしております。

その上で、現在の各種団体の活動や進捗状況などを交えてお答えします。

どぶろくについては、現在、中能登町観光協会が主体で活動しており、昨年10月にはどぶろく特区認定の市町村では全国初のどぶろく宣言を行い、どぶろくの町をアピールしたところであります。

また、今年は、どぶろく地域おこし推進プロジェクトを立ち上げ、来年度の全国どぶろく研究大会の誘致に向けた活動を進めていると聞いております。

次に、おにぎりについては、７月に委嘱した地域おこし協力隊が、おにぎり稲作文化総合プロモーション事業に携わり、中能登町おにぎり縁結びの会と連携しながら、商品開発、おにぎり専門店の創業サポートなどの事業を進めております。

なお、2024年秋にはＮＨＫ連続テレビ小説「おむすび」の制作も決定しておりますので、全国的におにぎりへの関心が集まり、その機運も高まるものと考えております。

そして、共生社会については、瀬戸地内にある「KIMONALL-BASE瀬戸花見月」が今年の２月に開所しております。今後は、この施設を拠点に、石川バリアフリーセンターとともに連携しながら、障害のある方なども簡単に着用できる上下分離型の着物をアピールし、全国から中能登町への誘客につなげてまいりたいと考えております。

町といたしましては、まずは今年度、国民文化祭を成功させることに全力を尽くし、その中で来場者などの声も聞きながら、今後のまちづくりにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○１番（三浦克欣議員）　国民文化祭、これから言うようにいたします。

町民の皆さんの口から口へという、そういう広め方が一番、あら、いいが来とるげんよ、一回見にきまっしゃいねみたいな、そういうのが一番大事かなと思うので、ぜひまた広めていきたいなというふうに思います。

一つだけ再質問させていただくと、これからのまちづくりということになりますが、町長がよく横断的にというふうにおっしゃいます。これからは、そこに町民の皆さんの声をしっかり聞くということを大切にしていただきたいというふうに思います。

今、議員の中でも、活性化委員会を通じて、いかに町民の皆さんの声を聞くか、そしてそれを町政というか生かしていくかが大きな課題として話し合っております。小さい町ですので、ぜひ町民参加型のいわゆる行政運

営を目指していけばどうかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　再質問にお答えします。

私が横断的にと言っているのは、職員に対しての考えで、昨年度より各種事業を実施している上で、課を超えたプロジェクトチームを立ち上げ、業務をしてもらっております。

町民参加型の行政運営ということで、最近、各区から町長と懇談をしたいという申入れがあります。今年度で区長を終われる区長さんから電話がかかってきまして、一回やりたいので、今２地区ぐらいから言ってきますので、夕方７時でも７時半でもいいですから時間のついたときにまた連絡してくれということで、これからいろんな意味で町の方のいろんなご意見を聞きたいなと思っております。

私、議員をしていたときには、議会基本条例をつくりまして、その中で議会報告会ということがありました。議会報告会というのは、コロナ禍でなかなか皆さんは二、三年されなかったと思いますが、ぜひ議会としても、町としても、またいろんな意味でタウンミーティング的なことをやりますし、議会の皆さんも議会報告会などを各地区的に分かれてでもいいですが、地区の皆さんのいろんな話をお聞きして、町民参加型のまちづくりをしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　三浦議員

○１番（三浦克欣議員）　まさに共創になるかと思います。走る競争ではなくて、共に創るということです。

中能登町には、ほかに能登上布であったり、石動山、碁石、そして雨ノ宮、たくさんあって、移住されている方々が一番何で中能登町においでるかというのは、先ほど澤議員のお話にもあったように、自然であり、里山の魅力であると私は思っています。魅力満載のこの町を町民の皆さんと一緒に元気にしていけたらいいなというふうに思っています。

住んでいてよかったと思える町にしていきましょうということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（笹川広美議員）　ここで、昼食のため午後１時30分まで休憩いたします。

午前11時46分　休憩

午後１時30分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、12番　坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員）　せっかく与えられた質問ですので、３点ばかりお願いします。

１点目は防災対策について、２点目は新型コロナワクチン接種について、３番目はマイナンバーカードの利便性について、３点についてお聞きします。

１点目ですけれども、防災対策ですが、先ほど三浦議員がいろいろと質問されておったわけでございますが、私も一緒なたぐいでございますが、中能登町のあらゆる災害に対する、特に地震対策についてお伺いしたいと思います。

１点目は町防災一斉訓練の実施状況についてです。

２点目は各地区の参加状況についてお伺いいたします。

３点目は防災対策の強化対策にどのようなことがあるのか。

この３点についてお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　防災対策のご質問にお答えします。

まず、１点目の防災一斉訓練の実施状況についてでありますが、９月３日に実施した町

防災一斉訓練は、昨年と同様、分散型の訓練として実施をしました。８時30分の訓練開始の合図で、町及び各地区による初動体制の確認を目的に実施をいたしました。

２点目の各地区参加状況についてですが、44地区中20地区で821名の参加がありました。また、ラピア鹿島で実施した外国人受入れ訓練では、町内外の企業に勤務する外国人７名の参加がありました。

各地区からの参加は、昨年に比べて７地区436人増加しており、コロナ５類移行や防災意識の高まりが影響していると思われます。

３点目の防災対策の強化策はあるかについてですが、参加された地区関係者からは、初動対応の確認や問題点、課題点も共有することができ、防災、減災について真剣に考えることができた有意義な訓練になったと聞いております。

今後、この地域で防災意識の高まりを生かして、地区での防災計画の指針となる地区防災計画の策定を広めていきたいと考えており、地区防災計画を策定し、防災士の役割、区長や役員の交代による防災力の低下を抑える体制を整えることが防災対策の強化の第一歩と考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　坂井議員

○12番（坂井幸雄議員）　防災対策では、いろいろと防災がありますが、雷やら台風やらいろいろとあります。これに関して、当町では地震に対する対応が一番大切かなという思いがあります。1923年の９月に関東大震災があり、それから９月は防災月間ということであります。また、東日本大震災もあり、最近はモロッコの地震もありますが、そのためにはどのような各家庭の対策、地震に対する対策が必要か、町長の思いがあったら教えていただきたいと思いますが、私からの話では、地震に対する対応策といたしましては、個人的に各家庭の、前回も言いましたけれども、突っ張り棒などを各家庭に置いてはいかがかなという思いがあります。

能登地区の地震がありまして、突っ張り棒が大変役に立ったという話があります。突っ張り棒で、たんすの倒壊、食器棚の転落やらいろいろとあって、80センチまで伸びるんですけれども、このような防災の各集落の集まった方に提供してはいかがかなという思いがありまして、そのような考えがあるかどうか。また、これなんかは当町でもプラスチック製品をつくっておいでる会社もありますので、そんなところに別注してつくっていただいて、防災に集まった方には一つでもあげればいいんじゃなかろうかという思いがありまして、持ってきたわけでございます。

その点、どのような町長の思いがあるか。突然でありますので、また考えながら答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　震災につきましては、神戸大震災から東日本大震災、そして能登沖地震、今年の珠洲沖地震等、すごく早くいろんなところで地震が起きています。そういう中で、町もいろんな意味で防災に対する建物の助成とか地震に対する助成金とかも出しておりますので、そういうものを有効活用していただきたいと思います。

家庭で言えば、棚とかそういうものをどういうふうに固定するかということをいろいろ町民の皆さんに周知をしていただいて、どうすれば初期対応ができるかということを考えていかなければならないと思います。

当然、一人で住まいの方もおいでますし、障害を持っておいでる方もおいでますので、先ほども防災対策の中で出ました個別者のそういう個別計画書というか、宮下為幸が坂井幸雄さんを避難所まで連れていくというような、そういうマニュアルづくりというか、そういうのをつくっていかなければ、今後は地区でいろんな面で取り組んでいただきたいな

ということを思います。

町でも住宅を建てております。そしてハウスメーカーも建てておりますが、できればそういうところで多分耐震は考えておいでると思いますが、地震に対応した家づくりをしていただきたいなということをこれからいろんな面で周知していきたいなということを思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　坂井議員

○12番（坂井幸雄議員）　防災の日には、各庁舎ではいろいろと防災会議をやっておりました。また議会としては、笹川議長が８時半ですか集まって、副議長も集まって、私と３人集まってやりました。その後、ラピアで段ボールベッドの講習会があったもので、そこを見学させていただきました。

言いたいことは、段ボールベッドも確かにいいんですけれども、あれから落ちる人がおるもので、もうちょっと段ボールベッドに高さのいろいろと制限があればいいんじゃないかなという自分の思いです。

自分も2008年に防災士の講習を受けまして、一応段ボールベッドの話もあったんですけれども、いろいろと検討しなければならないようなことが往々にあるんじゃなかろうかという思いがありますので、できるだけ防災に関しては当町では地震に対する対応が一番大切ではなかろうかと思いますので、地震に対する対応をできるだけしていただきたいと思います。

次に行きます。

コロナワクチンの関係でございますが、新しいコロナ株も発生しておりますが、コロナの接種方法でありますが、現在の環境はいかがなものですか。接種率の向上には現状では何日から７波の接種を始めるか、お聞きしたいと思いますし、接種の現状についてです。また、接種の見通しについて３点ばかりお願いしたいと思います。

私のところも新型コロナワクチン接種のご案内がありました。私は一事業者に、病院に10月６日で３時に接種してくれということでありまして、また、10月７日には行政庁舎ですか、鹿西の体育館で集団検診があるというわけでございますが、この件に関して、接種に関してどのような現状であるか、また接種の見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　新型コロナワクチン接種についてのご質問にお答えをします。

まず、１点目の現在の感染状況についてでありますが、新型コロナウイルス感染症については、令和５年５月８日より感染症法上の位置づけが２類相当から５類に移行されております。

石川県で発生している感染症発生動向も、それまで毎日全数把握がなされ報告されていましたが、５類になってからは１週間に１回、定められた一部の医療機関から定点把握についての報告のみとなっております。

県の感染症発生動向から感染者数を見ますと、９月４日から10日の１週間で能登中部管内で270人の感染報告があり、定点当たりの患者数では他の保健所管内よりも高い数値となっている状況であります。町民の皆様におかれましても、引き続き基本的な感染症対策をお願いをいたしたいと思います。

次に、２点目のワクチン接種率の現状についてお答えをいたします。

９月11日時点での接種対象ごとの割合で申しますと、生後６か月以上の方で１回目、２回目を接種した方が86％、３回目を接種した方が74.5％、５歳以上の方で４回目を接種した方が57.2％、12歳以上の方で５回目を接種した方が35.6％、同じく６回目を接種した方が22.9％となっております。

また、年代別で１回目、２回目の接種率を見ますと、65歳以上の高齢者の接種率は98.3％と高いものの、年代が下がるとその率

は低くなるといった傾向を示しております。

続いて、３点目の接種の見通しについてお答えいたします。

町では、９月20日以降、生後６か月以上の全ての方に対して、新型コロナウイルスオミクロン株ＸＢＢ1.5に対応したワクチンの接種を実施いたします。町内の医療機関の先生方のご理解とご協力のおかげで、各医療機関に相当数の予約枠を設けていただきました。行政サービス庁舎横の鹿西体育館において、10月７日及び10月21日のそれぞれの土曜日に集団接種を予定しております。接種体制については十分に確保できていると考えております。

今年度につきましては、特例臨時接種の期限とされている令和６年３月31日まで、七尾医師会、七尾市との連携も図りながら、接種を希望される方がスムーズに接種を受けられるよう接種体制の確保に努めていくこととしております。

併せまして、町民の皆様が不安な思いをされないよう、正しい情報の発信にも引き続き努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　坂井議員

○12番（坂井幸雄議員）　いろいろとコロナに対する町長の対応が分かりました。

コロナも大変、接種にお金がかかりますので、いろいろとやりくりして対応していただきたいと思います。コロナの関係はこれで終わります。

その次に、マイナンバーカードの利便性についてお聞きいたします。

中能登町におけるマイナンバーの利便性、また現状のマイナンバーの取得によって保険証書との一体化が便利だということでありますが、マイナンバーの推進についてお尋ねいたします。

昨日の新聞ですか、河野デジタル長官のコメントですが、総点検による個人情報の信頼が問われているわけでございますが、医療関係、福祉関係が税の対象にマイナンバーカードが利用できるということであります。個人のデータは不明でありますが、11月までに最大２万円のポイントを付与する事業でありますので、できるだけ保有者はマイナンバーカードで対応していきたいと思います。

それと、自分もデジタルに慣れておりませんが、細かい配慮が課題となりますので、来年の秋の保険証書廃止、マイナンバーカードの一本化でありますが、このようにマイナンバーカードの行政効率化の利便性が向上しますので、マイナンバーカードの利便性について推進していきたいと思います。

それで、３点ばかり中能登町マイナンバーカードについての説明と、現状のマイナンバーカードの取得によって保険証の一体化による利便性は何か。マイナンバーカードの推進について、この３点についてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　マイナンバーカードの利便性についてのご質問にお答えします。

まず、１点目の中能登町におけるマイナンバーカードの交付状況につきましては、８月31日現在で交付枚数は１万3,858枚で、交付率は81.0％となっております。その中から再交付や有効期限切れなどを除いた保有枚数は１万3,271枚で、保有率としては77.5％であります。

次に、２点目の現状のマイナンバーカード取得による利便性は何か、特に健康保険証との一体化による利便性は何かについてですが、本人確認書類となるほか、役場に出向かなくてもコンビニ等で住民票の写しなどや新型コロナウイルスワクチン接種証明書が取得できます。また、オンラインで転出届や転入の予約、確定申告などの手続も可能でありま

す。

続いて、健康保険証との一体化による利便性についてですが、国の方針では、令和６年秋に現行の健康保険証を廃止し、健康保険証とマイナンバーカードを一体化することが予定されており、主なメリットでは、本人が同意すれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までつくった薬剤情報が医師などと共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

また、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、職場や役場で限度額適用認定証の交付手続をすることなく、自己負担額を超える支払いを医療機関等で行わずに済むとともに、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、確定申告時に領収書を提出する必要がなく、簡単に医療費控除の申請の手続ができます。

さらには、医療機関がオンラインで薬剤情報などの患者情報を確認でき、問診などの業務負担が減ることから、診療報酬の窓口負担が低くなるなどのメリットがあります。

次に、３点目のマイナンバーカードの推進についてでありますが、引き続き役場の開庁時間以外でも窓口を開設し、無料の写真撮影とカードの申請や交付手続を行ったり、職員が地区や企業などに出向いて申請手続を代わって行う出張申請サポートを行いながら、マイナンバーカードの普及促進を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（笹川広美議員）　坂井議員

○12番（坂井幸雄議員）　町長の答弁でもいろいろと利便性を言われたわけでございますが、役場の職員も大変ですけれども、将来は行政の効率化、利便性が向上するというわけでございますので、お忙しいですが、できるだけマイナンバーカードの推進についてよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、２番　合田　宏議員

〔２番（合田　宏議員）登壇〕

○２番（合田　宏議員）　２番、合田です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず大枠１点目、放課後児童クラブ、児童館についてです。

私は、地域の子供たちの健全な成長と幸福な未来を願っており、その一環として、放課後児童クラブの利用料の無料化と児童館の中学生と高校生の活用についてお伺いしたいと思います。

まず、放課後児童クラブの利用料無料化についてです。

放課後児童クラブは、子供たちが安全で支え合う環境で学び、遊び、成長するために非重要な場所だと思っています。しかし、利用料がかかることが一部の家庭で負担をかけ、子供たちの平等な機会を阻害する可能性があると思います。このような制約から解放され、全ての子供たちが利用できるように無料化を検討することは、放課後児童クラブが児童館の役割を果たし、それぞれのメリット、デメリットをカバーすることが可能で、地域全体の発展につながると考えています。

次に、児童館の活用についてです。

私は、つい先日まで児童館が利用できるのは小学生だと思っていました。今回の質問に当たり、放課後児童クラブ、児童館について調べてみると、児童館の利用対象者は18歳までとなっていることを知りました。

中学生と高校生は、成長段階において特有のニーズを持っています。中高生が集まり、交流できる場所があることは、中高生の社会的発展にとって極めて重要なことだと思います。

そこで、児童館や町内の空き施設を中学生と高校生のための居場所として活用することができないかと考えています。若者たちが健全な活動に参加し、地域への貢献を促進する

ことができ、また地域全体の結束を高め、将来の指導者を育てる一助になるのではないでしょうか。

そこで、以下２点についてお伺いいたします。

放課後児童クラブの利用料を無償化し、全児童を対象にする考えはないか。

２点目、児童館や空き施設を中学生、高校生を中心とした居場所として活用できないか、伺います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　放課後児童クラブ、児童館についてのご質問にお答えします。

まず、１点目の放課後児童クラブの利用料を無料化し、全児童を対象とする考えはないかについてお答えをいたします。

当町の放課後児童クラブは、とりや放課後児童クラブ、かしま放課後児童クラブ、ろくせい放課後児童クラブの３つのクラブがあります。日中、就労等により保護者が家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として開設をしております。利用を希望されるご家庭には、入会申請書を提出していただいており、保護者の方の様々な状況を勘案し、ご希望に沿えるように幅広く入会の受入れをしているところであります。

各放課後児童クラブは、いずれも小学校に併設して、または小学校の敷地内に設置されており、開設時間は月曜日から金曜日、午後１時半から午後６時半まで、土曜日は午前８時半から午後６時30分まで、小学校の春季、夏季及び冬季の長期休業期間は午前７時半から午後６時半までとしております。

放課後児童クラブの運営費は、子ども・子育て支援交付金による運営費から利用料を差し引いた額について、国、県、町がそれぞれ３分の１を負担しているものであります。

当町の利用料については、一月４回以上利用した場合、月額3,000円としており、月３回までの利用の場合、平日は日額200円、土曜日や小学校の長期休業期間は日額300円としております。県内の他の放課後児童クラブの利用料は、月額2,500円から２万円としている中で、当町の利用料は月額3,000円と大変低額となっております。

また、利用料の軽減措置といたしまして、第２子以降の利用児童で年収360万円未満相当の世帯については、石川県多子世帯放課後児童クラブ利用料支援事業により、県と町が２分の１ずつ補助し、無料としているところであります。

令和５年８月末時点の放課後児童クラブの登録者数は合計288名で、軽減措置による無料となっている方は22名となっております。

この軽減措置につきましては、石川県の補助金を活用し無料としているところであり、無料の対象の拡充につきまして、今後、県に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、２点目の児童館や空き施設を中学生、高校生を中心にした居場所として活用できないかについてお答えをいたします。

児童館は、子供たちに健全な遊びを提供し、その健康を増進し、豊かな心の育成を目的としており、18歳未満の全ての子供が利用することができる施設となっております。

当町では、とりや児童館や、かしま児童館、ろくせい児童館の３つの児童館があり、月曜日から土曜日まで開館しております。

また、パルみおやの一部スペースを利用してキッズコーナーを開設し、水曜日と土曜日に利用していただいております。

５月８日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上５類へ移行されたことで、児童館ではイベント等を再開し、チラシの配布やホームページ等を通じて児童館の紹介やイベント案内を行っております。

子供たちをめぐる問題が複雑化する中、学校や家庭以外でいつでも安心して過ごせる地域の居場所が大切になっており、その一つである児童館は重要な役割を果たす施設となっております。

現在は小学生を中心に利用されておりますが、中学生や高校生にも利用が広がるよう、今後も積極的な周知を図っていきたいと考えております。

また、遊休となっている公共施設の活用策として、中学生や高校生を含む子供たちの居場所づくりということも念頭に置きまして検討してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○２番（合田　宏議員）　ご答弁ありがとうございます。

大体、期待したとおりの回答でありましたが、児童館の利用する時間帯というのは放課後児童クラブよりも短い時間だったなと思うんです。それについて再質問したいと思いますが、たしか児童館の利用時間は３時から５時ぐらいでなかったかなと思うんですが、その間であると中高生が利用できないような感じがします。児童館を開設時間を７時ぐらいとか８時ぐらいまで延ばしてもらえないかなというか、利用しやすいような時間帯に開かれるようなものにできないかなと思うんですが、どういう感じなのでしょうか。

○議長（笹川広美議員）　田畠健康保険課長

〔田畠洋子健康保険課長登壇〕

○田畠洋子健康保険課長　合田議員のご質問にお答えいたします。

児童館の開館時間は、現在、平日は14時から17時30分、土曜日は10時から17時、長期の休業期間は10時から17時となっております。

今後、児童館に中高生の方が利用しやすいように、町としては、まずは周知を図っていきたいと思っております。また、その利用状況も見ながら、開館時間のほうはまた検討をしていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○２番（合田　宏議員）　ありがとうございます。

17時半ということで、多分、高校生は部活したりとかで、帰ってくるともうその時間は利用できないのかなと思います。ぜひ高校生も利用しやすいような開館時間というものを検討していただければと願いまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、こどもまんなか政策についてです。

こどもまんなか政策は、地域社会の未来を築く上で非常に重要だと思っています。子供たちは私たちの未来であり、彼らが健康に成長し、教育を受け、安全で支えられた環境で生活できるようにすることは、私たちの責任だと思います。

当町の子供たちへの施策は、医療費の無料化をはじめ、県内でも早い段階から子供たちへの支援は行われてきましたが、子供たちの視点での政策はまだまだだと思っています。

子供たちや若い人がわくわくするようなまちづくりをすることで、暮らしやすく、子育てしやすい町になっていくと思います。

県内では、小松市が最初に、こどもまんなか宣言を行っております。こどもまんなか宣言とは、地域社会の子供たちの健全な成長と発展をサポートし、幸福と福祉を最優先にすることを宣言する重要なステップですので、宣言することで地域社会全体に子供たちのための最優先事項を確立し、具体的な施策の計画と実施に向けたコミットメントを示すものです。

子供たちは、私たちの未来を担う存在です。子供たちが健やかで幸せに成長するためには、子供たちが安心して生活できる環境を

整えることが重要だと思います。子供を大切にする価値観を社会全体に広め、子供、子育て家庭が地域社会で活躍できる社会を実現することが、こどもまんなか宣言の目的です。

具体的な取組として、子供の権利を尊重し、子供の声を聞き入れる社会の実現。子供の貧困や虐待などの課題の解決。子供の遊び場や学びの機会を充実させる。子供や子育て家庭の支援体制の充実などがあると思います。

そこで、以下２点についてお伺いします。

１点目、子供の視点で政策を考えることはできないか。

２点目、町は、こどもまんなか宣言を行わないのか。

以上２点でお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　こどもまんなか政策についてのご質問にお答えします。

まず、１点目の子供の視点で政策を考えることはできないかについてお答えをいたします。

令和５年４月１日に、こども基本法が施行されるとともに、こども家庭庁が創設され、常に子供の最善の利益を一番に考えた、こどもまんなか社会の実現に向けた取組が始まっております。

当町においても、令和２年度から令和６年度までを計画期間とする第２期中能登町子ども・子育て支援事業計画の基本理念として「子どもいきいき　子育て支援のまち」を掲げ、子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりに取り組んでいるところであります。

令和７年度を計画開始時期とする次期子ども・子育て支援事業計画の策定に関して、今年度中に子育て世帯の保護者の方々を対象に生活実態の把握をはじめ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て施策に関わる意見、ご要望を伺うニーズ調査を実施するとともに、子育て支援に携わる各種団体の代表者の方を委員とする子ども・子育て会議を開催し、ご意見をいただくこととしており、子供の視点に立った議論の下、計画を策定し、実行してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、２点目の当町はこどもまんなか宣言を行わないのかについてお答えいたします。

こども家庭庁は、子供たちのために何が最もよいことかを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという、こどもまんなか宣言の趣旨に共感、賛同し、その取組を応援し、自らもアクションに取り組む個人や地方自治体、団体や企業を、こどもまんなか応援サポーターとして位置づけております。

当町としましても、こどもまんなかに取り組む姿勢を示し、町民に広くその取組を発信することで、社会全体で子供の成長や子育てを応援していく機運の醸成につながるものと考えることから、こどもまんなか応援サポーター宣言についても、子ども・子育て会議に諮り、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○２番（合田　宏議員）　答弁ありがとうございます。

先ほど町長の答弁の中で、ニーズ調査を行うということがあったんですけれども、私としては、子供の視点で子供の意見を聞くということで、子ども議会を開催してほしいなと。できる限り早急に。子供の意見を集約して、それを政策に生かすというようなこともしていただきたいなと思っておるんですが、これは再質問といたします。子ども議会を早急に開く考えはないかということで、お願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　ほかの自治体では、子ども議会を開いている自治体もあります。

当町では、四、五年前に子ども議会を議会が主催でやりました。中学生も含めて、小学生の議会もやりましたし、中学生の議会もやりました。それは議会主導でやったわけですが、今の自治体のやり方は、子供たちに自治体の話を聞きながらということでやっておりますので、なかなかいろんな打合せ等が、議会のときの立場で言いますと混雑するんですよ、学校等の調整とかいろんなことで。通告も含めてですけれども、初めなものですから難しいところがありますけれども、その辺一回また考えて、やれるものなら今の流れからいえばやっていきたいなということを考えております。

○議長（笹川広美議員）　合田議員

○２番（合田　宏議員）　以前に私、子ども議会をやらないかということでお伺いしたときの答弁からは、一歩前進したのかなというふうに思いました。少しでも子供たちの意見を集約することがこれからの我々の責任かなと思っております。ぜひ子ども議会が早急に開催できるようにお願いしたいなと思います。

ちょっと話は違うんですが、今年の６月に衆議院内閣委員会で、兵庫県明石市の泉房穂前市長が地方財政をいかに立て直したかを熱く語っているユーチューブがあります。もし見られることがあれば、それを見ていただいて、こどもまんなか施策について考えていただければなと思います。ぜひ参考にして、こどもまんなか施策を実行していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、３番　角　久子議員。

〔３番（角　久子議員）登壇〕

○３番（角　久子議員）　それでは、通告に従い、一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、ひきこもりの現状と対策、支援策についてであります

文部科学省の発表によると、不登校の児童生徒数は年々増加しており、令和２年度は過去最高の人数となり、その傾向として増加していたところに新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休業となった期間が発生し、不登校ぎみだった生徒が完全に不登校になるなど、新型コロナウイルスが不登校を増加させる原因にもなったようですが、本町における不登校の児童生徒の人数と増減、また不登校になる原因の把握をどのように行っているのか、現在取り組んでいる不登校の対応、今後検討している支援策、また未然防止の取組などについて、心の問題として非常に難しいところではありますが、教育長としてどのような支援、対応策をお考えでしょうか。

次に、令和５年８月６日、ある新聞１面に、ひきこもり全自治体調査へと大きな見出しが目に入りました。それは、ひきこもりの人や家族に支援するマニュアルづくりに反映させるため、厚生労働省が今年度に全自治体を対象に初の実態調査を行うということでした。

内閣府によると、全国でひきこもり状態にある人は15歳から64歳で推計146万人。ひきこもるきっかけやその背景は様々です。リストラ、パワハラ、職場でのいじめなど人間関係に傷つき、追い込まれ、そこに疾病、貧窮、虐待などが加わり、困難が多様化、複合化しているようです。

若年層も同様で、新型コロナウイルス感染症の影響で深刻な問題に発展する可能性もあり、必要としている支援を受けることができるか否かでも変わってくるということ。

ひきこもりといっても十人十色のため、それぞれに寄り添い、必要な支援を段階的に行い、前進、後退を繰り返しながら家族や友人、社会とのつながりを再構築していく。時

間がかかるため、支援していく側も焦らないこととのことでした。

また、この「ひきこもり」という言葉が社会に出始めるようになった1980年から90年代では、不登校からひきこもり状態が長引く人が多くを占めており、ひきこもりは子供、若者の問題として取り上げられていました。国の調査対象でも39歳までに限り、その数は54万人と推計されておりました。

しかし、さきにもお話ししましたが、64歳まで引き上げた数字は、やがて３倍となる146万人に上るということで、社会に大きな衝撃を与えた上に、８０５０問題は、もはや子供、若者と呼べる年代ではない、大人の子供と後期高齢者となった親の問題が絡み合ったとても難しい課題で、親の年金が頼りで生活に困窮し、介護や病気、障害といった複合的な課題を抱えているケース。また、親亡き後の子供の生活をどうするかということも課題としてあるようです。

そんな状況の中、あちこちで痛ましい事件まで起きるという問題も複雑、なおかつ深刻化していることに対し、地域福祉の大きな課題であると思います。

心配事に大きい小さいもないのですが、長きにわたってのコロナの影響ばかりではないかもしれませんが、何らかの理由で周囲の環境に適応できなくなり、引き籠もるということに対して、当町での現状は。また、今後どのような対応、支援策をしていこうと考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　ひきこもりの現状と対策、支援策についてのご質問にお答えします。

まず、１点目の中能登町における不登校、ひきこもりの現状、人数把握と解決に向けた対応策、支援策についてでありますが、不登校、ひきこもりについては、当町に限らず全国的に大きな社会問題となっております。

令和４年度に行われた内閣府の調査報告によると、全国のひきこもり状態にある人は推計で約146万人と言われており、町独自でひきこもりの人数を把握するための調査は実施をしておりませんが、内閣府の調査を参考にして試算しますと、町内におけるひきこもり状態の人は15歳から64歳までで約180人と推計されます。

ひきこもりのきっかけや、現在に至る事情や経緯は様々でありますが、当事者やそのご家族の支援は非常に重要と考えております。ひきこもり支援について、実際に相談支援や居場所づくりなどを行う相談支援員からは、勇気を持って相談できた当事者や家族の思いを受け止め、丁寧に話を聞くことが大切であり、ひきこもり支援に決められたマニュアルはなく、人それぞれの対応は異なると伺っております。

町の対応といたしましては、令和３年度からは長寿福祉課、健康保険課、学校教育課の３課で、年齢層に応じたひきこもり、不登校の相談窓口の明確化を図りました。また、令和４年度からは、行政だけでなく、より専門的な支援体制を整えるために、町内で相談支援事業所を運営する社会福祉法人つばさの会と一般社団法人ななお・なかのと就労支援センターに、ひきこもり、不登校支援の業務委託を行い、民間事業所においても相談支援ができる体制を整え、ひきこもりプラットフォームの設置をしております。

町から委託している内容は、ホームページの開設や電話、メール、ＳＮＳによる相談対応や自宅への訪問、居場所の提供などを行っていることや、日頃から相談支援ができる関係性を築くために、必要に応じて教育委員会や中学校などと連携を図り、個別のケース会議に参加するなど、当事者やご家族に寄り添う支援を進めております。

今後も、相談できる場所があることの周知に努めるとともに、いざというときに実際に

相談できるような体制を整え、日頃から生きづらさを感じ、あるいは抱えている当事者やご家族の方の思いに耳を傾けることで、必要とされる支援につなげることができればと考えております。

不登校につきましては、後ほど教育長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

次に、２点目の８０５０問題についても、現状は。町は今後どのように対応、支援していくのかのご質問にお答えをします。

皆様も既にご承知かと思いますが、８０５０問題は、80代の高齢の親が50代のひきこもりの子供と一緒に暮らし、経済面を含め生活を支援している状況を表しております。

ひきこもりは、1980年代から90年代は若者の問題とされていましたが、およそ30年がたった今、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代となり、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めています。

当町でも同様に、親の介護を契機に子供のひきこもりが表面化するケースや、親が年々高齢となり、子供のこれからの生活や経済的問題など将来を心配し、相談に来られるケースなどがあると報告を受けています。

しかし、そのようなケースは氷山の一角であり、まだまだ地域には社会から孤立し、家族だけでひきこもりの問題を抱える世帯が少なくないと認識をしております。

当町では、令和４年度から、ひきこもり支援事業を実施し、庁内の関係課が横断的に連携し、全世代に対応できるための相談体制を整え、官民一体となって相談支援事業、相談窓口事業や居場所づくり、就労支援などのサポート業務を委託し、支援の強化に努めております。

それと同時に、高齢者の介護の相談に携わるケアマネジャーなどの協力を得て実態把握を行い、定期的な支援者会議を開催し、多職種で協議する場を設けています。

いずれのケースも、ひきこもりの状態が長期化していることなどから解決の糸口が見つかりづらい現状でありますが、これからも情報を備蓄しながら見守りや関わりを持ち続けていきたいと考えております。

町といたしましても、引き続き相談窓口の周知や、より相談しやすい体制づくり、伴走型の支援や安心して過ごせる居場所づくりなどに取り組んでまいりたいと思います。

町民の皆様におかれましても、誰一人孤立することなく、ともに暮らしていける地域共生社会の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　それでは、角議員の不登校の現状の人数把握と解決に向けた対応策、支援策についてお答えいたします。

まず現状でございますが、不登校の人数については把握しておりますが、人物の特定につながるおそれがあるため、ここでの答弁は控えさせていただきます。

ただし、全国の傾向と同じように、やはり増えていることは確かでございます。

その解決策として、原因のほうなんですが、不登校の人数把握のときに原因となることをきちんと把握しておりますが、一人一人違うというところですが、主に友達との関係、先生との関係のような人間関係。それから怠惰というか、人生に意味が持てないというような子もいましたし、なぜ行けないのか分からないといったことで、様々な理由です。

ただ、不登校から脱するためには、エネルギーがたまってくるのを待つのが大事で、たまってきたときに何ができるのかというところを考えています。

今やっていることは、学校のほうでは、も

ちろん未然防止にもつなげていますが、登校渋りがあった場合には、もちろん迎えにも行ったり、コンタクトを取ってみる。また、うちの町には子育て支援センターがありますので、そこの方と保護者の方との相談がある。また、スクールカウンセラー、それから民間事業者のほうも町に入りまして、ケース会議等をやっております。

そうした中において、私のほうは教育長として、昨年度は不登校特例校、夜間中学校の視察に行きました。今年は近隣の教育支援センター、それから子育て支援センターの援助を受けて不登校の親の会のほうに行きまして話も聞いてきまして、何ができるかを考えた中で、教育支援センターのような心の居場所づくり、そういったものをしていきたいなと。フリースクールのような形で、まず子供たちが出られるところをつくっていきたいなと思って、計画、準備中であります。

いつできるかということにつきましては、またアナウンスできるようになりましたら発表しますので、とにかく着実に進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○３番（角　久子議員）　ありがとうございました。

不登校に関して、これが正解という対処法などない中、先生方には日々ご尽力いただいていることに対し、改めて感謝いたします。

今ほど教育長のお話の中に、居場所づくり、これが一番大事だと思うんです。そういうことで、忙しい先生にさらに忙しい思いをさせるかもしれませんけれども、まずは実施することということで思っていたんですが、もう実態を把握しているということ、それを少しでも早く行き届く、支援のスピードもさらに変わってくると思います。長期化にならないよう、楽しい学校生活が一日でも早く過ごせることができますよう念じております。

また、中高年のひきこもりの場合、ご本人が様々な経過の中で深く傷つき、自己肯定ができずにおられると思われるし、ご家族は家族の問題は家族で解決すべきだと思われることが多いようなので、まず相談窓口にお越しになること自体が難しい。そこには本人が働いていないことを責められたり、働くことを求めたりするのではないかという強い不安がある方もおいでると思うので、様々な関係部署が連携して、一つ一つ解決していくための取組を進め、孤立してしまわないよう寄り添いながら支える。地道ではありますが、先ほども話されました居場所づくり、そして誰一人取り残すことのないよう今後も進めていただきたいことをお願いして、次の質問に移ります。

○議長（笹川広美議員）　質問の途中でありますけれども、ここで14時45分まで休憩といたします。

午後２時36分　休憩

午後２時45分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

角議員

○３番（角　久子議員）　それでは、次の質問に移ります。

森林の整備・活用についてであります。

森林は、土砂災害防止機能を含めた多様な機能を有することから、従来から緑の社会資本と言われているようですが、その山も数十年にわたって民間の、特に個人の所有者も含めてでございますが、山に手を入れなくなってしまった。これが数十年、実際に行われていないという現状ではないでしょうか。

ある人の話では、放置した期間と再生する期間というのは同じ期間がかかってしまうという話を聞きました。また、全国でもゲリラ豪雨であったり長雨が続くと、非常に地盤が弱くなり、豪雨災害に象徴されるような山地災害があちこちと多発している。そして、災

害に見舞われた住民の一言が「長い間住んでいるけど、こんなこと初めて」と、どなたも皆同じ返事が返ってきております。

中能登町は、これまで大きな被害がないものの、今後ないとは言い切れません。これまでには土砂が流れ、流木が流れつき、道路に水があふれ出ることは度々あります。そんな状況がこの先も繰り返すことのないよう、土砂災害防止機能が発揮できるようにできないものか。今の山の現状を見ると、土砂災害が起こらないとは言い切れないと思うわけです。

そこで、分かっている範囲でも、土地所有者に理解を求め、森林整備に力を入れられないものか、お聞きいたします。

もう１点、森林資源の有効活用として、地元の木で家づくり支援事業の計画はないのかということですが、これから家を建てようという方に、地元木材のよさなどをＰＲして、支援も何かしら考えていただきたい。そして、地元木材を利用しての家づくりとなると山の整備にも一役買うのではと、そんな思いを持つわけですが、いかがなものでしょうか。

以上２点についてお伺いいたします。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

○宮下為幸町長　森林整備、活用についてのご質問にお答えします。

それでは、１点目の森林整備について、災害防止機能を発揮できる山にできないものかについてお答えします。

御存じのとおり、森林は、木材の供給はもとより、良質な水を蓄え、土砂災害を防ぐとともに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など私たちの生活に潤いと安らぎをもたらし、安全で豊かな暮らしを支えております。

中能登町の森林面積は5,030ヘクタールで、総面積のおよそ56％に当たり、そのうち人工林面積は2,870ヘクタールで、人工林率はおよそ57％と県平均より高くなっております。

さて、最近の林業を取り巻く情勢はますます厳しく、林業の生産活動が全般にわたって停滞しており、間伐や保育等が適正に実施されていない森林が増加しております。

しかし、森林が持つ水源涵養――水を蓄える機能です――土砂の流出や崩壊の防止、生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきております。

中能登町森林整備計画では、人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林整備を積極的に実施することとしております。

現状の課題としては、森林所有者の高齢化、町外在住者の増加など山離れによる境界の不明確化が進み、整備が進まない状況となっております。

このことを踏まえ、令和元年度より森林環境譲与税を活用し、森林の保有者に対し管理に関する意向を確認するため、順次アンケート調査を実施しており、少しずつではありますが間伐等の森林整備を実施しております。

また、森林整備とは違いますが、国や県に対して、今後管理が行き届かない荒廃山林がますます増加することが想定され、緊急的な対応が必要な渓流を中心に、治山事業を速やかに実施していただくよう要望しているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、２点目の地元の木で家づくり支援事業の計画はについてであります。

当町の支援事業としては、石川県の県産材の利用を促進する取組の中で、木材需要の大部分を占める住宅分野での県産材の需要拡大を図るため、県産材を一定規模以上使用した住宅を取得する方に対し、補助金を交付する制度がございます。制度の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いします。

○議長（笹川広美議員）　藤岡農林課長

〔藤岡桂一農林課長登壇〕

○藤岡桂一農林課長　それでは、中能登町県産材利用促進事業補助金交付要綱の制度内容について説明します。

この補助金の交付対象者は、町内に自らが居住するために住宅を新築もしくは増改築または新築住宅を購入する方とし、石川県の住宅推進事業に基づき申請し、採用されなかった方で、県産材の使用量が５立方メートル以上であること、新築に限り、床面積が70平方メートル以上であることが条件となります。

また、補助内容は、県産材の使用量が15立方メートル以上で、１件当たり上限で15万円、５から15立方メートル未満で１件当たり上限で８万円の補助金が交付されるものであります。

これまで交付の実績はございませんが、要綱の改正を含めて、今後より多くの方に利用していただけるよう周知していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笹川広美議員）　角議員

○３番（角　久子議員）　大きな雨が降るたびに、私の近くは目の前が山なので、土砂災害をいち早く心配するわけであります。防災訓練に参加するたびに、ハザードマップというのは確認、皆さんされると思うんですけれども、我々の地域は、避難するところがない、ラピアまで来なくちゃいけないというそういった地域なので、非常に心配するところであります。

総合計画にも明記してありますように、森林の持つ公益的機能を再認識しながら林産資源の循環利用を進め、森林の総合利用の推進に今後も力を入れていただきたいとお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（笹川広美議員）　続いて、８番　林　真弥議員

〔８番（林　真弥議員）登壇〕

○８番（林　真弥議員）　それでは、本日の一般質問、私、最終質問者となります。

執行部の皆さん、少しお疲れだと思いますけれども、最後まで緊張感を切らずに答弁をしていただきたいと思います。

それでは私の質問を始めます。

今回の質問でありますが、子供たちの生きる力について、町長と教育長に何点か質問を投げかけたいと思いますが、質問と同時に、子供たちの生きる力について共に考えたい、そんな思いであります。

子供たちの生きる力についてでありますが、以前からこの一般質問でいつ行おうかとタイミングを図っていましたが、今年５月に発生したある飛行機事故がきっかけで今回の質問に至ったということをまずはお伝えをしたいと思います。

その事故というのは、５月１日、７人が乗った小型機が南米コロンビアのジャングルに墜落したというものでしたが、その事故については皆さんも記憶に新しいことだと思います。

搭乗者はパイロットを含めた大人３人と13歳を筆頭にしたきょうだい４人であり、その大人の方の一人は子供たちの母親でありました。墜落後、直ちに軍による捜索が始まり、数日後、大人の方の３人のご遺体は発見されたものの子供４人が見つからない。それからも捜索は続きますが、それが何と事故発生から40日後、事故現場から５キロほど離れた場所で４人全員が無事発見されたという報道に驚いたというのは、私だけではないと思います。

この４人のきょうだいの年齢は13歳、９歳、４歳、一番下の子は何と11か月の赤ん坊であったそうですが、この子供たちはどうやって生き延びることができたのか。この子供たちは、ジャングル周辺に住む先住民の子供で、祖父からジャングルでの生き方というのを教わっていたそうで、13歳の女の子は、そのすべを既に習得していて、それが４人全員の生存につながったそうであります。

しかし、祖父からジャングルでの生き方を教わっていたとはいえ、40日間、電気も水道も寝る場所もない中で、何を食べ、何を飲んでいたのか。このジャングルには猛獣も多くすんでいるらしく、それらからどうやって身を守ったのか。さらに驚くことには、上から３人の子供はともかくとしても、11か月の赤ちゃんの命をどうやってつないだのか。まさに生きる力を感じさせてくれる報道であったと私は思っています。

それでは、子供たちの生きる力に関して、町長と教育長に以下の６点で伺いたいと思います。

まず１点目でありますが、生きる力とは何なのか。お２人の見解と、生きる力というものの必要性について伺いたいと思います。

２点目でありますが、ご自身の生きる力に対する自己評価を伺います。

３点目、現在、小中学校で生きる力を育てていると思われるカリキュラムは行われているのでしょうか。

４点目、家庭において生きる力を育てるためには何が必要だと考えますか。

５点目、これからの学校教育で生きる力を育てるためには何をすべきか。

６点目、生きる力が必要になるとき、もしくはその力が試される場面は何が想定されるか。

以上６点で町長と教育長に答弁をしていただきたいと思いますが、通告書にもあるとおり、町長には１、２、６を、教育長には１、２、３、４、５での答弁を求めます。

○議長（笹川広美議員）　宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　子供たちの生きる力について、まず１点目の生きる力の見解と必要性のご質問にお答えします。

昨今、インターネットの普及や人工知能の発達により、我々を取り巻く環境は目まぐるしい進化を遂げています。

このような環境の中、主体的に判断して行動できる力が生きる力であると認識をしております。これからも社会がどのように変化して予測困難になったとしても、豊かな人生を送るため、生きる力を持つことが大変重要であると考えております。

次に、２点目のご自身の生きる力に対する自己評価についてでありますが、私は町長として中能登町の明るい未来を築くため、子育て支援や医療充実などの将来の問題解決に向け、日々全力で取り組んでまいりました。

自己評価につきましては、ここでの発言を控えさせていただきます。

最後に、６点目の生きる力が必要になるとき、もしくはその力が試される場面は何を想定されるかにつきましては、様々な想定がされます。

例えば災害であります。昭和60年に中能登町に大災害が起こりました。そのとき長曽川が決壊して、今の鹿西高校の横の橋本川が氾濫して未曽有の大被害があります。そのときに一人の子供さんが、中学生が亡くなられました。

そういうことも考えますと、本当にこれから私は災害における対応が必要じゃないか。生命を守る、命を守る、生存するという気持ちが私は生きる力だと思います。

災害時には的確かつ迅速な判断と行動が求められるため、生きる力が発揮されると思います。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

〔林　大智教育長登壇〕

○林　大智教育長　林議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の生きる力とはですが、生きる力とは、答えのない課題を解決していく力、特に仲間と協力して解決していく力であると考えています。

その生きる力を育むためには、知徳体のバ

ランスよく育成することが必要であろうと思っています。知というのは、知識もそうですが、先ほど林議員が言われましたように、原住民の知恵といった知も入ってくるかと思っております。

現在の学校教育では、学習指導要領において、この力を育むために子供に身につけさせたい能力を３つの柱にまとめて指導しております。１番、知識及び技能。２番、思考、判断、表現力。３番、学びに向かう人間性。これらの３つを要素として学習に励んでおります。

２点目のご自身の生き方に対する自己評価ですが、答弁を控えさせていただきます。

３点目の現在、小中学校で生きる力を育むと考えられるカリキュラムは行われているかについてお答えいたします。

令和２年３月に公示された新学習指導要領に定められている「生きる力」では、その理念の実現のために、これまでの学校現場の課題を踏まえて、指導面などの具体的な手だてを確立することを目指していくとされており、人工知能の普及やインターネットの生活への浸透によって大きく変わってまいりました。世界のグローバル化により、外国語教育が３、４年生では外国語活動、５、６年生では外国語として求められております。

そうした変化を前向きに受け止めて、人生をより豊かにしていくため、どうすべきか主体的に子供たちが考え出すことができることが生きる力とされています。

これに基づいて、全ての教科において、例えば論理的な考え方、小学校であればプログラミング教育であったり、コミュニケーション能力を育むことを主眼に教育内容が構成されています。

４点目の家庭において生きる力を育てるためには何が必要だと考えるにお答えいたします。

例えば、災害が起きた場合に、どこで家族で落ち合うか、そういう約束を決めたり、災害が起きた場合に家から何を持っていくかということを話し合ったり、そういった家族での会話が大事だろうと思っています。

あと、こういった家庭だけではなく、家庭、保護者、学校が手を携えて、子供たちのやる気や自信を引き出して温かく見守っていく。こういったことも重要であろうと考えています。

５点目、今後の学校教育で生きる力を育てるには何をすべきかにお答えします。

１点目のご質問にもありましたが、文部科学省が掲げる３つの柱、これを身につける教育をしていかなくてはなりません。

そして、コロナ感染が起きまして学校生活が一変しました。コミュニケーション不足も出てきましたし、ＡＩの爆発的な普及です。

今、令和の日本型教育と言われていますが、個別最適な学び、ＡＩを使ったり、自分が何が一番得意なのかという学びと友達とのコミュニケーション、協働的な学び。これが一体となる教育をこれからも進めることがこれからの生きる力になると考えております。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　林議員

○８番（林　真弥議員）　町長、教育長、６点で質問させていただきましたが、少しお答えしにくい部分もあったと思うんです。お答えいただきまして、ありがとうございます。

ご自身の生きる力に対する自己評価、２番目でしたけれども、残念ながらお２人とも答弁は控えるというお答えでありました。ここが聞きたかったなと思うんですが、またの機会に質問できればなと思います。

町長がおっしゃいました６番目の生きる力が必要になるとき、もしくは、その力が試される場面は何が想定されるという質問で、やはり災害時という答弁でした。

教育長におかれましても、家庭において生きる力を育てるためには何が必要だという質

問に対して、災害時での判断。これは子供だけじゃないですけれども、生きる力を試される場面というのは、日常ではない状態になったとき。今は平穏無事にいますけれども、平穏無事ではなくなったときに、どうやって自分の命、家族の命を守るか、つなぐかという、その判断が生きる力であろうなというのは、多分皆さん、ほとんどの方が同じような思いでないかなと私は思います。

再質問を１点させていただきたいんですけれども、町長と教育長にお尋ねしますけれども、教育長には一回お尋ねしたので、教育長はもう御存じだと思いますが、町長、田口信教さんという方を御存じでしょうか。――御存じですね。

田口信教さんという方は、1972年のミュンヘンオリンピックの水泳男子100メートル平泳ぎでの金メダリストであります。競技引退後は鹿児島県の鹿屋体育大学の教授を務められた方であります。

その田口さんが現在72歳になっておいでますが、今から約20年ほど前、田口さんが五十二、三歳のときだったと思うんですけれども、鹿屋体育大学の教授時代、次のようなことを述べられております。「教育とは、生きる力を育てることだ」。私はこの言葉にすごく感銘を受け、今でもこの言葉をすごく大切にしております。

教育とは生きる力を育てることだという言葉を聞いて、教育長の見解をお聞きしたいなと思います。もしかしたら先ほどの質問とかぶる部分があるとは思うんですけれども、教育とは生きる力を育てることだという言葉を聞いて、率直な思いを述べていただきたいと思います。

○議長（笹川広美議員）　林教育長

○林　大智教育長　林議員の再質問にお答えいたします。

今の子供たちは、まさにこれからを生きる中で、答えのない世界を生きていくしかありません。その中で、自分で課題を見つけていく、その力をつけていくことが生きる力だと考えています。しかも一人ではなくて、先ほども申しましたように仲間で一緒になって答えを見つけていく。それが生きる力だと考えています。

○議長（笹川広美議員）　林議員

○８番（林　真弥議員）　教育長、ありがとうございます。

ここで、私が考える生きる力と、生きる力を育てるについての見解、持論といいますか、見解と持論を申し上げたいなと思います。

人生山あり谷ありとよく申しますけれども、人生にはよいときもあれば悪いときもあるという意味だと理解ができます。

悪いとき、ちょっと言い方は悪いんですけれども、言い方を変えれば自分にとってピンチであるとか窮地であるとか崖っぷちなど言い方はいろいろあるかなと思うのですが、自分が社会の中で苦しい状況になったとき、そこから抜け出す方法を先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、自ら考え、それを自ら実行できる能力こそが生きる力なんだと私は考えています。

では、生きる力を育てるためにはどうすればよいのか。少し言葉としてはよくないのかなと思いますけれども、ぬるま湯状態や恵まれ過ぎた環境では難しいのではありませんか。自ら考え、知恵を絞り、それを行動に移す機会も必要もなくなっていくように思います。

これは私も含めてですが、今どきの人間は何事も便利になり過ぎて、知識はあっても知恵がないという話も聞いたことがあります。

最後に、実際に私が経験した出来事をお話しして、この質問は終わりたいと思いますが、今から五、六年前ですか、梅雨明けした７月の後半に友人５人で白山に登りました。私自身、白山登山は５回目か６回目でした

が、そこで驚くようなことがありました。

宿泊場所である室堂まであと１時間ほどのところに雪解け水が流れる沢がありますが、私は毎回、その沢の水を手酌で少し飲んで、もうあと一息だ、頑張ろうと自らを鼓舞しております。その雪解け水は非常に冷たく、五臓六腑にしみわたるというんですかね、その水を飲むと五臓六腑にしみわたって、体中からエネルギーが湧いてくるような、そんな不思議な水であります。

そのときも、いつものようにその沢で水を飲んでいると、小学校５、６年生ぐらいで10人ほどのグループが登ってきたので、この水を飲んでもう少し頑張ろうよというような言葉をかけたところ、その小学生の10人ほどのグループの引率をされていた方から、そんな水は飲んではいけませんと、かなりの剣幕での声が飛びました。

その言葉に、私だけではなく、周辺にいた登山者の方も、えっという雰囲気になり、私がなぜですかと尋ねたところ、動物の排せつ物が混じっているかもしれないじゃないですかとその方はおっしゃいました。その動物の排せつ物がまじっているかもしれないという言葉に対して、とっさに私の口から出た言葉というのは、何をしに山に来たんですかと、私はそんなふうに言ってしまいました。

結局、子供たちはその水を飲まずじまいとなり、私の心にも何かもやもやが残った白山登山となったのですが、後日冷静になって考えてみると、多分あの子供たちは、あの水を飲みたい、飲んでみたいと思ったのではないか。実際、彼らは私の言葉に対して、水を飲もうとしていたんですよ。便利な日常から離れた非日常の大自然の中で、子供たちの生きる力を育てるということを、あのときの引率の方はそれを阻害したのではないか。もう少し突き詰めて言うならば、子供たちが自ら持っている生きる力を身につけようとする能力を、これは私も含めてですが、我々大人が阻害しているのではないか。

今年の初め、１月か２月頃でしたでしょうか、岸田総理が異次元の少子化状態と言われましたが、日本では未曾有の少子化に歯止めがかからず、多方面からの対策や支援策が講じられてはいるものの、いまだ結果として出ていないのが現状だと思います。

この少子化に歯止めをかけるための対策や支援策ですが、一定のレベルの施策が必要だということは理解できるんですけれども、近年その内容がヒートアップ、グレードアップしていき、どんどん膨らんでいることに一抹の不安や疑問を感じるのは私だけでしょうか。

さきにも述べましたが、ぬるま湯状態や恵まれ過ぎた環境では、子供たちの生きる力が育たないのではないか。それを阻害し、助長しているのは、やはり我々大人なのではないでしょうか。

今年の夏はすさまじい暑さとなり、農業、漁業に大きな被害が出ているという報道がありましたが、これも地球温暖化、気候変動が関係していて、将来的な食料不足や食料難が懸念されると明言する専門家も存在します。もしそれが現実となったとき、今の環境で育った子供たちやこれから生まれてくる子供たちは、自ら知恵を出し、自ら実行する能力、生きる力を身につけているでしょうか。

時代の長を用いた学校教育、これはもちろん大切ですが、それと同等に生きる力を育てる教育にも力を注ぐ必要性を私は感じております。

今回の一般質問は、コロンビアでの飛行機事故での子供たちの生存を引き合いにさせていただきましたが、この町の、この地域の未来を担う子供たちが生きる力を備え、困難に打ち勝ち、力強く生き抜くために、町政、教育行政をいま一度足元から見つめ直す必要があるのではないでしょうか。町長と教育長に強く再考を求めたいと思います。

かわいい子には旅をさせよとか、獅子――ライオンですよね。ライオンは、我が子を谷底に落とし、はい上がった子だけを育てる。この２つの言葉を申し上げて、私の一般質問は終わりたいと思います。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後３時25分　散会

令和５年９月20日（水曜日）

○出席議員（10名）

１番	三浦克欣	議員	６番	古玉いづみ	議員
２番	合田　宏	議員	８番	林　真弥	議員
３番	角　久子	議員	９番	笹川広美	議員
４番	池島和喜夫	議員	10番	南　昭榮	議員
５番	澤　良一	議員	12番	坂井幸雄	議員

○欠席議員（１名）

11番　甲部昭夫　議員

○説明のため出席した者

町長	宮下為幸	健康保険課長	田畠洋子
教育長	林　大智	土木建設課長	笹谷　学
参事兼総務課長	高名雅弘	農林課長	藤岡桂一
企画課長	岩田　正	生活環境課長	田中　智
会計管理者兼住民窓口課長	宮川清美	学校教育課長	梅澤　博
税務課長	土屋金蔵	生涯学習課長	清酒秀樹
長寿福祉課長	横井正之		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　山本　貴　書　記　北野勝之

議会事務局長補佐　神保悦子

○議事日程（第３号）

令和５年９月20日　午後３時00分開議

日程第１　議案第10号　中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第12号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号　中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算

議案第15号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第16号　令和５年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第17号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第18号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第19号　令和５年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第20号　令和５年度中能登町下水道事業会計補正予算

議案第21号　中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第22号　町道路線の認定について

議案第23号　町道路線の変更について

議案第24号　町道路線の廃止について

認定第１号　令和４年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　令和４年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第７号　令和４年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第８号　令和４年度中能登町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

請願第１号　健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願

請願第２号　学校給食の無償化制度の構築を求める請願書

（委員長報告・質疑・討論・採決）

（追加日程第１）

議案第25号　工事請負契約の締結について
（令和５年度防災・安全交付金事業鹿島中部クリーンセンター
電気設備改築更新工事（５－１号））

同意第２号　農業委員会委員の任命について

同意第３号　農業委員会委員の任命について

同意第４号　農業委員会委員の任命について

同意第５号　農業委員会委員の任命について

同意第６号　農業委員会委員の任命について

同意第７号　農業委員会委員の任命について

同意第８号　農業委員会委員の任命について

同意第９号　農業委員会委員の任命について

同意第10号　農業委員会委員の任命について

同意第11号　農業委員会委員の任命について

同意第12号　農業委員会委員の任命について

同意第13号　農業委員会委員の任命について

同意第14号　農業委員会委員の任命について

同意第15号　農業委員会委員の任命について

（質疑・討論・採決）

（追加日程第２）

発議第１号　学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

（質疑・討論・採決）

午後３時00分　開議

◎開　　議

○議長（笹川広美議員）　ご苦労さまです。

11番　甲部昭夫議員から入院のため欠席届が提出されていますので、報告します。

ただいまの出席議員数は10名です。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（笹川広美議員）　日程第１

これより、本定例会議から付託をしておりました議案第10号から議案第24号まで及び認定第１号から認定第８号まで並びに請願第１号及び請願第２号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、各常任委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務建設常任委員会　池島和喜夫副委員長

〔総務建設常任委員会副委員長（池島和喜夫議員）登壇〕

○総務建設常任委員会副委員長（池島和喜夫議員）　総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案４件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案４件についての質疑、意見などは、特にございませんでした。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案４件については、全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　次に、教育民生常任委員会　古玉いづみ委員長

〔教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（古玉いづみ議員）　教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、議案４件、請願２件であり、説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員から懲戒権に関する規定を削除することについて質疑があり、民法中に親権者の子供に対する懲戒権の規定について、児童虐待を正当化する口実に利用されているという指摘があり、民法では、この懲戒権という言葉が削除され、関係する条例も併せて削除するものとの説明を受けました。

次に、請願第１号　健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願について、マイナンバーカードの制度自体が成熟しておらず、管理等の危惧や個人情報流出への懸念といった課題も残されたままで、健康保険証を廃止することにより、その制度の不備で必要な医療が受けられなくなる事態が生じることを避けたいとの説明を受けました。

次に、請願第２号　学校給食の無償化制度の構築を求める請願について、新型コロナウイルス感染症の影響等で経済的に苦しい状況となり、給食費の支払いが困難となる家庭もあるため、義務教育の間は給食費の無償化を求めるものとの説明を受けました。

委員からは、物価高騰により生活が苦しい状況にあるのは理解するが、衣食住について

は保護者の責任と考えているため、一律に給食費を無償という一線を超えてはいけないのではないかとの意見がありました。

討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案４件については全会一致で可決、請願２件については賛成多数で採択いたしました。

なお、請願２件につきましては、本会議で採択された場合は意見書を提出したいと思います。

今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　次に、予算決算常任委員会　林　真弥委員長

〔予算決算常任委員会委員長（林　真弥議員）登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（林　真弥議員）　予算決算常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、今定例会議で付託されました補正予算に係る案件は、議案７件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など、主なものについて申し上げます。

議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算について、歳出、第２款総務費、財産管理費の業務委託1,960万2,000円について質疑があり、執行部からは、令和６年度に予定している旧鹿島庁舎解体工事に伴う事前の工損調査及びブロック塀や擁壁コンクリートの点検調査を行うものとの説明を受けました。

次に、同じく第２款総務費、地域づくり推進費の業務委託1,433万4,000円に関し、一般会計の財源利用の必要性について質疑があり、執行部からは、民間事業者が飛騨高山大学のサテライトキャンパスを誘致する計画に併せて、これを機に、地域全体で中能登町の共生まちづくり事業を展開することで、学生にとっても魅力的な地域づくりを進め、受入れ体制を整えていきたい考えであるとの説明を受けました。

次に、第６款農林水産業費、農業振興費の負担金12万9,000円について質疑があり、執行部からは、特別栽培米という化学農薬と化学肥料の使用量を50％以上削減して栽培したお米を小中学校の給食に10回分提供するもので、一般米との差額を県と町で助成する事業であるとの説明を受けました。

次に、第８款土木費、道路新設改良費、社会資本整備総合交付金事業の工事請負費9,429万6,000円の減額について質疑があり、執行部からは、令和５年度の要望額が令和４年度に比べ多かったが、最終的に割当てされた金額は令和４年度とほぼ同じ程度であることから、工夫をしながら路線ごとの優先順位を定め、着実に道路事業を進めていくとの説明を受けました。

以上、付託を受けた補正予算に係る議案７件では、議案第14号の一般会計補正予算は賛成多数で可決、議案第15号から議案第20号の各特別会計並びに水道及び下水道事業会計の補正予算は全会一致で、それぞれ可決をいたしました。

続いて、決算認定における審査の過程並びに結果について報告をいたします。

今定例会議で付託されました決算認定に係る案件は、令和４年度中能登町一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計決算、水道及び下水道事業会計決算認定の８件であり、９月８日、11日、12日の３日間にかけて委員会を開催して審査を行い、12日の午前中は現地確認を行いました。

全体指摘事項として、次のようにまとめました。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上

の位置づけが令和５年５月８日から５類感染症となり、様々な社会的制約が緩和され、各種事業展開においてもアフターコロナ時代への対応が求められております。一方で、新型コロナワクチンの接種も継続しており、今後も感染状況を注視しながらウイズコロナへの対応が必要となっております。

このような社会情勢の転換期の中で、当町の財政における地方交付税は、前年に比べ減少しており、今後は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が減少し、また、国際的な紛争や燃料価格の高騰による経済への影響、加速化する人口減少による社会構造の変化など先行き不透明な状況は以前よりも増すことが想定されることから、さらに厳しい財政運営が懸念され、その対応が強く求められています。

今後、補正予算の精度を高め、限られた財源の中で創意工夫を凝らした質の高い行財政運営、健全化等に努め、将来を見据えた持続可能な財務体質の保持に積極的に取り組み、当委員会での審査の過程における指摘、意見、要望事項を踏まえ、今後の予算編成につなげていくことを求めます。

それでは、審査の過程における質疑、意見など、主なものについて報告いたします。

一般会計、歳出において、第２款総務費、交通防犯対策費の運転免許証自主返納等助成事業のバス回数券の使用状況について質疑があり、執行部からは、バス回数券55回分の使用状況は把握していないが、一般利用者と免許証返納者の回数券の色を分けて識別しているとの説明を受けました。

次に、同じく総務費、地方創生推進交付金事業の能登地域移住交流協議会のホームページや移住プランナーブログによる情報発信、３市町の魅力の詰まったおにぎりの取組について質疑があり、執行部からは、保育園留学やお試し移住に向けた情報をさらに強化し、おにぎりの活用についてもさらに努めていきたいとの説明を受けました。

次に、同じく総務費、公共交通事業の生活路線バス維持対策の赤字補塡について質疑があり、執行部からは、利用者が減っていること、さらにはコロナ禍による利用控え、また原油価格高騰による経費の増加によるものとの説明を受けました。

次に、同じく総務費、コミュニティ施設費のコミュニティ助成事業について質疑があり、執行部からは、文化継承や防災関係など各項目において基準があり、区へ要項を配付し、制度のＰＲを実施し、募集を行っているとの説明を受けました。

次に、第３款民生費、児童館運営費の児童館の利用者の増加を図るための取組及び児童館の集約について質疑があり、執行部からは、令和５年度から利用者を増やすためのイベントをこれまで以上に実施したり、保育園や小学校にチラシを配布し、利用者の増加に努めているとの説明を受けました。

なお、児童館の集約は、現在のところ検討していないとのことでした。

次に、同じく民生費、児童福祉事務事業の子ども家庭総合支援拠点事業において、相談件数が令和３年度に比べ約３倍となっていることから子ども家庭支援員への負担について質疑があり、執行部からは、相談支援には子ども家庭支援員だけでなく子育て支援室の保健師や助産師も対応しており、グループで協力し合いながら行っていること。また業務量の負担についても随時確認しており、今後は相談体制の強化を図るため人員の配置も検討していく必要があると感じているとの説明を受けました。

次に、第10款教育費、教育委員会費の教育委員視察研修の先進事例研究の取組について質疑があり、コロナ禍のため、羽咋市の英語教育の取組についてオンライン研修を実施し、英語検定において参考となる事案があり、実施に向けて検討しているとのことでし

た。

以上、主な質疑、意見などであります。

それでは、審査の結果について報告をいたします。

付託を受けた認定第１号から認定第８号の認定８件、一般会計歳入歳出決算認定、各特別会計並びに水道及び下水道事業の歳入歳出決算認定は、全会一致でそれぞれ認定をいたしました。

最後に、報告をいたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で予算決算常任委員会からの報告を終わります。

○議長（笹川広美議員）　以上で各常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、各委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結いたします。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　これより、議案第10号から議案第24号まで及び認定第１号から認定第８号まで並びに請願第１号及び請願第２号について一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

５番　澤　良一議員

〔５番（澤　良一議員）登壇〕

○５番（澤　良一議員）　私は、議案第14号令和５年度中能登町一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

第２款総務費、地方創生推進交付金事業について、以下の２点により反対をいたします。

まず１点目は、町長が９月14日の一般質問で、中能登町版ＣｏＩＵ共創まちづくり推進事業の主体はどこであるかという私の質問に対し、中能登町が主体であると答弁されたことと、７月31日、全員協議会に提出された資料３のタイトルが中能登町版ＣｏＩＵ共創まちづくり推進事業となっていることとの矛盾です。

もし町長の答弁が正しければ、このタイトルはそのものが間違っており、町長の意に反した資料が執行部案として議会に提出されたことになります。

その後、間違いが分かったにもかかわらず何の訂正もなく、矛盾がそのまま放置されております。そして本日の補正予算の是非を問うこの場面を迎えておりますが、これは議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

次に、第２点目は、そもそもこの交付金の対象事業となる大学は、現時点では存在しない大学であり、2026年開校予定であります。

つまり、この大学生が実際にこの町に来るのは５年間の事業期間の最後の１年、2027年度のみでございます。それ以前の４年間は、この大学抜きの推進事業となります。ここも大きな矛盾があります。

以上の理由から、不合理で矛盾だらけの本事業に対する補正予算は断じて認められません。中能登町町民の血税の無駄遣いを看過できません。議員として、中能登町議会基本条令第24条にのっとり、反対をいたします。

良識ある議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に反対者の発言を許します。

１番　三浦克欣議員

〔１番（三浦克欣議員）登壇〕

○１番（三浦克欣議員）　三浦克欣です。

私も澤議員に続きまして、議案第14号　令和５年度中能登町一般会計補正予算について反対の立場でお話しさせていただきます。

正確には、一部納得できない箇所があり、賛成いたしかねるというところです。

納得できないところは、先ほどと同じ第２款総務費の地域づくり推進費の1,400万円余りの業務委託についてであります。

内容は、中能登町版ＣｏＩＵ共創まちづくり推進事業に国からの支出金719万円の補助を受け、その約倍の1,400万円が計上され、業務委託に充てられるということでした。

私は、その事業自体は、今後のまちづくりにおいて産官民が連携してというのは大いに理解できます。しかしながら、私としては、町負担金も生じるのか等の詳細は分かりませんが、国からの700万円がそのまま計上されるのであれば納得できますが、倍の1,400万円の計上に疑問を覚えました。この1,400万円は具体的にどのように使われるのかという説明が私には不十分に思えました。

全体から見れば一部分かもしれませんが、かねてから業務委託費に関するお金の使い方に少し気になるところがありましたので、ここで今後の行政運営に一石を投じる意味で、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第10号　中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第11号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第12号　中能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第13号中能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第14号令和５年度中能登町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第15号　令和５年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第16号　令和５年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第17号　令和５年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第18号　令和５年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第19号　令和５年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第20号　令和５年度中能登町下水道事業会計補正予算

以上の議案６件について一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第15号から議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、議案第21号中能登町過疎地域持続的発展計画の変更について採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

議案第22号　町道路線の認定について

議案第23号　町道路線の変更について

議案第24号　町道路線の廃止について

以上の議案３件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第22号から議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、

認定第１号　令和４年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号　令和４年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　令和４年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　令和４年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　令和４年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号　令和４年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第７号　令和４年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

認定第８号　令和４年度中能登町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上の認定８件を一括して採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、認定第１号から認定第８号は、原案のとおり認定されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、請願第１号　健康保険証廃止の中止等を求める意見書採択の請願を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立少数であります。

よって、請願第１号は、不採択とすることに決しました。

○議長（笹川広美議員）　次に、請願第２号　学校給食の無償化制度の構築を求める請願書を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立多数であります。

よって、請願第２号は、採択することに決しました。

◎追 加 日 程

○議長（笹川広美議員）　お諮りいたします。

ただいま宮下町長より、

議案第25号　工事請負契約の締結について

同意第２号から同意第15号までの農業委員会委員の任命について

以上の議案１件、同意14件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び同意第２号から同意第15号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付いたしますので、暫時休憩します。

午後３時40分　休憩

午後３時41分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の一括上程

○議長（笹川広美議員）　追加日程第１

議案第25号　工事請負契約の締結について

同意第２号から同意第15号までの農業委員会委員の任命について

以上の議案１件、同意14件を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長　本日、追加提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

最初に、議案第25号　工事請負契約の締結についてであります。

令和５年度防災・安全交付金事業鹿島中部クリーンセンター電気設備改築更新工事（５－１号）につきましては、９月13日に４社が参加し、事後審査型制限付き一般競争入札を執行した結果、１億879万円で株式会社柿本商会に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

この工事は、鹿島中部クリーンセンターにおける改築更新計画に基づく電気設備の更新工事であります。

次に、同意第２号から第15号の農業委員会委員の任命についてであります。

今回、中能登町農業委員会の委員に、

打越　政悟氏
髙森　雅人氏
角岡　秀樹氏
大岡　千一氏
青木　　靖氏
高橋　孝雄氏
稲垣　　隆氏
永源　　勝氏
池本外季伸氏
福多　勝彦氏
宮﨑　一也氏
岡島　光代氏
田中　憲治氏
久島　栄治氏

以上、14名の方を最適任者として任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和５年12月１日から令和８年11月30日までの３年間であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、ご説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員）　町長の提案理由の説明が終わりました。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　議案第25号について質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第25号については、会議規則第35条第３項により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めま

す。

よって、議案第25号は、委員会付託を省略します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　これより、議案第25号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、議案第25号　工事請負契約の締結について採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（笹川広美議員）　次に、同意第２号から同意第15号までの農業委員会委員の任命について、本案は人事案件でありますので、議会運営に関する申合せ事項第23項により、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

これより、同意第２号から同意第15号までの農業委員会委員の任命についてを一括して採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第２号から同意第15号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎追 加 日 程

○議長（笹川広美議員）　お諮りします。

ただいま、提出者　角　久子議員及び賛成者２名から、発議第１号　学校給食の無償化制度の構築を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　異議なしと認めます。

よって、発議第１号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後３時48分　休憩

午後３時48分　再開

○議長（笹川広美議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案の上程

○議長（笹川広美議員）　追加日程第２

発議第１号　学校給食の無償化制度の構築を求める意見書を議題とします。

◎質　　疑

○議長（笹川広美議員）　これより、発議第１号について質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（笹川広美議員）　これより、発議第１号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

８番　林　真弥議員

〔８番（林　真弥議員）登壇〕

○８番（林　真弥議員）　それでは、反対討論を申し上げます。

中能登町では、平成29年度より、第２子以降の兄弟姉妹の給食費について、一定の条件はあるものの、その条件を満たせば原則無償となっております。

これに関する議案は、直前の３月定例会に執行部から提出され、教育民生常任委員会での審査を経て、定例会最終日での採決の結果、賛成多数により可決したという経緯があります。

当時は、議長を除く議員数は13名で、賛成多数で可決と申し上げましたが、反対者は私１人という結果であったことを今でも鮮明に覚えております。

そのときの私の反対理由ですが、保護者には子供の衣食住に対する責任があり、特に食について無償化することには疑問と抵抗感があります。私も保護者の一人として、自分の子供には給食だけでなく食べ物の大切さを教えてきたと思っていますが、私自身も子供の頃から両親や祖母から食べ物の大切さについてはかなり厳しい教えを受け、それが無償になることで保護者のその思いも薄れていくのではないか。子供たちにおいても、保護者のその思いが薄れることで、保護者や生産者、そして調理される方々への感謝の思いが薄くなっていくのではないかと危惧しています。学校給食は単なる昼食ではなく、教育の一環だと私は考えており、感謝の思いが薄れることが危惧される議案には反対いたします。

大要としては、このような内容であったと思います。

今回、提出された請願でありますが、義務教育の９年間の給食費全てを無償にすべきという内容となっておりますが、請願の中にも示されているとおり、全国1,740余りの自治体で小中学校全ての給食費の無償化しているのは５％ほどにとどまっています。

その理由については詳しくは分かりませんが、前述した無償化することでのデメリットが考えられるのではないでしょうか。無償やただは、やはり避けるべきだと私は考えます。

昨年来より電気料金やガソリン代、食料品等々の生活物資の高騰には、生活者の一人としては正直なところ驚きを隠せないものの、それをも給食費無償の一つの理由にすることはいかがなものでしょうか。

諸々の事情により経済的な支援が必要なご家庭への支援は、もちろんすべきと考えますが、そうとは言えない家庭をも含めた一律の給食費の無償化には、やはり賛成はできません。

政治の責任、役割、使命とは、社会的、経済的、身体的等々で弱い立場の方に目を向けることであり、手を差し伸べることだとの考えにぶれはないという自負もあり、したがって、今回の請願には反対するものであります。

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員）　ないようであります。

以上で討論を終結します。

これより、発議第１号について採決します。

お諮りいたします。

発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（笹川広美議員）　起立多数であります。

よって、発議第１号は、原案のとおり可決されました。

◎散　　会

○議長（笹川広美議員）　以上で、本定例会議に付議をされました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和５年度中能登町議会９月定例会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後３時57分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　笹　川　広　美

署名議員　　古　玉　いづみ

署名議員　　林　　真　弥